

## 農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 吉田敬子

- 1 日時  
令和元年10月23日（水曜日）  
午前10時2分開会、午後3時2分散会  
（うち休憩 午後0時1分～午後1時0分）
- 2 場所  
第2委員会室
- 3 出席委員  
吉田敬子委員長、白澤勉副委員長、関根敏伸委員、五日市王委員、佐藤ケイ子委員、  
佐々木茂光委員、武田哲委員、田村勝則委員、工藤勝博委員、高田一郎委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
鈴木担当書記、千葉担当書記、鈴木併任書記、安藤併任書記、昆併任書記
- 6 説明のため出席した者  
上田農林水産部長、佐藤理事兼副部長兼農林水産企画室長、  
小岩技監兼農政担当技監兼県産米戦略室長、伊藤農村整備担当技監、  
橋本林務担当技監、石田水産担当技監兼水産振興課総括課長、阿部漁港担当技監、  
菊池競馬改革推進室長、千葉理事心得、米谷農林水産企画室企画課長、  
山本農林水産企画室特命参事兼管理課長、菊池団体指導課総括課長、  
佐藤団体指導課指導検査課長、高橋流通課総括課長兼県産米戦略室県産米販売推進監、  
藤代農業振興課総括課長、今泉農業振興課担い手対策課長、  
菊池農業普及技術課総括課長、高橋農業普及技術課農業革新支援課長、  
三河農村計画課総括課長、村瀬農村計画課企画調査課長、千葉農村建設課総括課長、  
菊池農産園芸課総括課長兼県産米戦略室県産米生産振興監、  
佐藤農産園芸課水田農業課長、菊池畜産課総括課長、  
村上畜産課特命参事兼振興・衛生課長、高橋林業振興課総括課長、  
工藤森林整備課総括課長、及川森林整備課整備課長、西島森林保全課総括課長、  
工藤水産振興課漁業調整課長、鎌田漁港漁村課総括課長、内藤漁港漁村課漁港課長、  
竹澤競馬改革推進室競馬改革推進監、小原県産米戦略室県産米戦略監
- 7 一般傍聴者  
なし
- 8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

- ア 議案第1号 令和元年度岩手県一般会計補正予算（第1号）  
第1条第2項第1表中  
歳出 第6款 農林水産業費  
第11款 災害復旧費  
第2項 農林水産施設災害復旧費  
第2条第2表中  
1 追加中 1～3  
2 変更中 1～3
- イ 議案第3号 令和元年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第1号）
- ウ 議案第4号 令和元年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算（第1号）
- エ 議案第5号 令和元年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- オ 議案第10号 農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- カ 議案第11号 農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決を求めることについて
- キ 議案第12号 水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- ク 議案第15号 岩手県農政審議会条例の一部を改正する条例
- ケ 議案第19号 岩手県手数料条例の一部を改正する条例中  
他の委員会の付託分以外
- コ 議案第22号 卸売市場条例を廃止する条例
- サ 議案第26号 大船渡漁港海岸水門高潮対策工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- シ 議案第27号 山田漁港海岸ほか防潮堤高潮対策工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ス 議案第30号 島の越漁港海岸防潮堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- セ 議案第31号 綾里漁港海岸防潮堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ソ 議案第39号 岩手県漁業取締船建造の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- タ 議案第42号 令和元年度岩手県一般会計補正予算（第2号）  
第1条第2項第1表中  
歳出 第6款 農林水産業費

9 議事の内容

○吉田敬子委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、委員席の変更を行いたいと思います。さきの委員長の互選に伴い、委員席をただいま御着席のとおり変更いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

次に、議案の審査を行います。議案第1号令和元年度岩手県一般会計補正予算（第1号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費、第11款災害復旧費、第2項農林水産施設災害復旧費及び第2条第2表債務負担行為補正中、1追加中1から3まで、2変更中1から3まで、議案第3号令和元年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第1号）、議案第4号令和元年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算（第1号）、議案第5号令和元年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）、議案第10号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて、議案第11号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決を求めることについて並びに議案第12号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて、以上7件の予算議案及び予算関連議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤理事兼副部長兼農林水産企画室長 農林水産部の補正予算議案につきまして御説明を申し上げます。

議案（その1）の冊子でございます。5ページをお開き願います。議案第1号令和元年度岩手県一般会計補正予算（第1号）であります。当部の補正予算は第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、5ページの6款農林水産業費の補正予算額14億2,160万1,000円の増額と、6ページをお開き願いまして、11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費の補正予算額159万2,000円の増額を合わせまして、総額14億2,319万3,000円を増額しようとするものであります。

今回の補正は、東日本大震災津波からの復旧、復興の進捗に伴う補正のほか、国庫補助事業の内示等に伴う補正予算を計上しようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、金額の読み上げは省略させていただき、主な事業を中心に簡潔に御説明させていただきます。

それでは、予算に関する説明書の37ページをお開き願います。6款農林水産業費、1項農業費であります。まず、1目農業総務費の主なものであります。説明欄の二つ目、地積調査費負担金は市町村が実施する地積調査に係る負担金を増額しようとするものであり、4目農業振興費の説明欄一つ目、農業経営基盤強化促進対策事業費は、農地中間管理事業

の推進に関する法律等の一部改正に伴い、市町村に対する補助金を増額しようとするものであります。

38 ページをお開き願います。5 目農作物対策費の強い農業づくり交付金事業費は、農業用ハウスの災害被害を軽減するため、老朽化等により十分な耐候性がない農業用ハウスの補強や防風ネットの設置等に要する経費を増額しようとするものであり、6 目畑作振興費のいわて型野菜トップモデル産地創造事業費補助は、新たな野菜産地を創造し、農家所得の向上を図るため、水田等において高収益な野菜の作付を拡大する取り組みを支援する経費を増額しようとするものであり、10 目農業研究センター費の試験研究費は、研究受託費の確定に伴い、所要額を減額しようとするものであります。

39 ページに参りまして、11 目農業大学校費の管理運営費は、施設の修繕に要する経費等を増額しようとするものであります。

40 ページに参りまして、2 項畜産業費であります。3 目草地対策費の畜産基盤再編総合整備事業費補助は、自給飼料基盤に立脚した畜産経営体の育成と畜産主産地の形成のため、草地改良や牛舎等の施設整備などに要する経費を増額しようとするものであり、5 目農業研究センター費の説明欄の二つ目、試験研究費は、研究受託費の確定に伴い、所要額を増額しようとするものであります。

41 ページに参りまして、3 項農地費であります。2 目土地改良費の説明欄の五つ目、経営体育成基盤整備事業費は、地域の中心となる経営体の育成を図るため、水田の大区画化など生産基盤の整備と担い手への農地利用集積の推進に要する経費を増額しようとするものであり、3 目農地防災事業費の説明欄の一つ目、農村地域防災減災事業費は、地域における効果的な防災減災対策を講じるため、農業用施設の整備状況等を把握し、地域の实情に即した用排水路の整備に要する経費を増額しようとするものであります。

次に、43 ページをお開き願います。4 項林業費であります。1 目林業総務費の説明欄二つ目、林業・木材産業資金特別会計繰出金は、当該特別会計の前年度からの繰越金の確定に伴い、一般会計からの繰出金を減額しようとするものであります。

2 目林業振興指導費のいわての森林づくり基金積立金は、平成 30 年度の使途事業費の確定に伴いまして、基金への戻し入れ等を行おうとするものであり、4 目造林費の森林整備事業費補助は、森林が有する多面的機能を発揮させるため、再造林や間伐等の森林整備に要する経費を増額しようとするものであり、5 目林道費の林道整備事業費は、林道整備に要する経費を増額しようとするものであります。

次に、45 ページをお開き願います。5 項水産業費であります。1 目水産業総務費の説明欄の一つ目、管理運営費は、過年度に県が実施した水産関係建設事業におきまして、事業費が確定したこと等に伴う国庫補助金等返還金を増額しようとするものであり、次の沿岸漁業改善資金特別会計繰出金は、当該特別会計の前年度からの繰越金の確定に伴い、一般会計からの繰出金を減額しようとするものであります。

7 目水産技術センター費の試験研究費は、研究受託費等の確定に伴い、所要額を増額し

ようとするものであります。

10 目漁港漁場整備費であります。説明欄の上から三つ目の海岸高潮対策事業費は、津波、高潮から海岸を防護するため、東日本大震災津波により被災した漁港海岸の海岸保全施設の整備に要する経費を増額しようとするものであり、その三つ下、漁業集落防災機能強化事業費は、漁港の背後集落等における防災機能の強化を図るため、防災安全施設の整備等に要する経費を増額しようとするものであり、その下、漁港施設機能強化事業費は、地震、津波または高波への対策を図るため、漁港施設の機能強化に要する経費を増額しようとするものであります。

次に、少し飛びまして、64 ページをお開き願います。11 款災害復旧費、2 項農林水産施設災害復旧費であります。1 目農地及び農業用施設災害復旧費の農地等災害復旧事業費は、東日本大震災津波による農地、農業用施設の復旧に要する経費を増額しようとするものであります。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。議案（その 1）にお戻りいただきまして、7 ページをお開き願います。第 2 表債務負担行為補正の 1 追加の表であります。当部所管に係るものは、事項欄 1 の農道整備事業から 3 の水産生産基盤整備事業の 3 件であります。まず、1 の農道整備事業は、盛岡市内の橋梁工事において仮設計画の見直しにより、新たに今年度から令和 2 年度にかけて工事を施工する必要性が生じたこと、2 の防災ダム事業は雫石町内の洪水調節用ダムの整備改修において河川管理者との調整により、新たに今年度から令和 2 年度にかけて工事を施工する必要性が生じたこと、3 の水産生産基盤整備事業は乙部漁港の施設整備において詳細設計の結果により、新たに当年度から令和 2 年度にかけて工事を施工する必要性が生じたことから、それぞれ期間及び限度額を定めて債務負担行為を設定しようとするものであります。

8 ページをお開き願います。2 の変更の表でございます。当部所管に係るものは、事項欄 1 のかんがい排水事業から 3 の農用地災害復旧関連区画整理事業までの 3 件であります。いずれも今年度から翌年度以降にわたって施工される工事に係るものであり、事業費の変更に伴い、それぞれ債務負担行為の限度額を変更しようとするものであります。

続きまして、特別会計の補正予算について御説明申し上げます。14 ページをお開き願います。議案第 3 号令和元年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。歳入歳出それぞれ 573 万 2,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 37 億 5,676 万 7,000 円とするものであります。

15 ページをごらん願いまして、第 1 表歳入歳出予算補正であります。歳入は平成 30 年度決算の確定による繰越金の増額補正であり、16 ページをお開き願いまして、歳出の 1 款県有林事業費は、前年度繰越金の確定に伴い、県営林造成基金への積立金や一般会計への繰出金を増額するものであります。

続きまして、17 ページに参りまして、議案第 4 号令和元年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。歳入歳出それぞれ 2 億 8,959 万 7,000

円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,483万9,000円とするものであります。

18 ページをお開き願ひまして、第1表歳入歳出予算補正であります。歳入は前年度からの繰越金が確定したことに伴い、一般会計からの繰入金を減額しようとするものであり、19 ページに参りまして、歳出の1款林業・木材産業改善資金貸付費は、前年度末に新規貸し付けがあったことによる貸付金の減、繰越金の確定に伴い、労務費を増額しようとするものであります。

20 ページをお開き願ひまして、議案第5号令和元年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ358万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,298万1,000円とするものであります。

21 ページに参りまして、第1表歳入歳出予算補正であります。歳入は前年度からの繰越金の確定に伴い、一般会計からの繰入金を減額しようとするものであり、22 ページをお開き願ひまして、歳出の1款沿岸漁業改善資金貸付費は、前年度繰越金の確定に伴い、貸付費の減額及び業務費の増額をしようとするものであります。

次に、予算以外の議案について御説明申し上げます。35 ページをお開き願ひます。議案第10号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります。これはかんがい排水事業、経営体育成基盤整備事業及び基幹水利施設ストックマネジメント事業と、36 ページに参りまして、農村地域防災減災事業のそれぞれにつきまして、農業関係の建設事業に要する経費の額の変更等に伴い、受益市町の負担金の額を変更しようとするものであります。

37 ページに参りまして、議案第11号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについてであります。これは農村地域防災減災事業の農業関係の建設事業に要する経費の一部を受益市に負担させようとするものであります。

38 ページに参りまして、議案第12号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります。これは水産物供給基盤機能保全事業の水産関係の建設事業に要する経費の額の変更に伴い、受益市町の負担金の額を変更しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○吉田敬子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高田一郎委員 令和元年度岩手県一般会計補正予算（第1号）について質問いたします。

農村地域防災減災事業費7,000万円が補正予算に計上されています。これは、防災減災対策に必要な調査を行って、耐震性の点検などの整備をする事業だと理解しております。県内の農業施設の全体的な調査を行って、必要な箇所から順次整備をしていく事業なのか、それともさまざまな団体からの要望に対応しようとする事業なのか、その辺をお伺いします。

それから、今回防災ため池の防災対策として、ハザードマップを作成する補正予算が計上されています。きのうの日本農業新聞を見ますと、会計検査院において全国1万346

カ所の農林水産省のため池防災工事を調査したところ、4割に当たる3,899カ所で対策工事の必要性が適切に判定されなかったと報道されております。岩手県内ではどのような実態になっているのかお聞きしたいと思います。

○**千葉農村建設課総括課長** まず、防災減災事業についてであります。今回の補正では、これまで数年間北上管内で地震動により用水路、特にパイプラインが破裂するという事態が発生しておりました。その対策を講じるということで、新たに防災減災事業を導入し、新規事業として計上するものであります。

ただ、この防災減災事業につきましては、地元の要望、それから施設の老朽化状況を総合的に勘案しまして、優先度を設定しながら実施していくものでございます。

二つ目のため池の洪水対策等についてでございますけれども、計算に不足があるのではないかという報道がされておりますが、本県の場合は基準に従いまして、過去の洪水の確率、200年当たりの確率といったものを考慮しながら最大のものについて対応して設計をしているところでございます。

○**高田一郎委員** ため池工事については、会計検査院から指摘されるようなことはなかったと理解しました。

防災ため池に関してですけれども、岩手県は防災重点ため池が43カ所あると伺っております。東日本大震災津波でも福島県でため池が崩壊して犠牲者が出ました。平成30年7月豪雨でも同じような犠牲者が出たということで、全国でしっかりと調査をして、必要な対策をなささいという対応であったと思います。

それで、県内43カ所の防災重点ため池の整備状況はどうなっているのか。豪雨対策が必要な箇所、耐震対策が必要なところ、あるいは全てのところにハザードマップを作成するということになっておりますけれども、進捗状況はどうなっているのかお伺いします。

○**千葉農村建設課総括課長** 43カ所の防災重点ため池の対応状況でございますけれども、耐震対策、豪雨対策についての設計等の検討については完了しているところでございます。

ハード整備につきましては、限られた予算の中でこれから順次対応していくところでございますけれども、そのうち1カ所は今年度完了ということで進んでおりますし、それ以外の4カ所については、今のところ調査計画、それから着工ということで始めたところでございます。残りは、改修等が必要なため池が22カ所ございますが、被害状況の優先度に応じて順次着手していきたいと考えております。

ハザードマップにつきましては、43カ所全てで今後作成し、公表していく予定でございます。なお、市町村でハザードマップを作成し、公表するということになっております。まだ公表していないため池が数カ所ございますので、順次公表いただくように調整を図っていききたいと考えております。

○**高田一郎委員** 防災重点ため池は、県南地域にかなり集中しておりますし、最近の雨は半端ではない雨が降りますので、国の支援も必要ですけれども、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、いわて型野菜トップモデル産地創造事業について質問いたします。今回新たに建設費についても助成するというので、生産者や関係者の声に応えた対応だと思います。具体的にどのぐらいの建設が今年度あり、どの程度支援されるものなのか、イメージが湧かないのでお伺いします。

この事業は環境制御装置等の導入に必要な経費を支援するというので、収量をアップするのに大きな役割を果たすのではないかと思います。既に導入されているところもあると思うのですが、イメージ的には物すごく事業費がかかり、ハードルが高いと思いますが、環境制御装置の導入に伴う事業費はどの程度になるのかも教えていただきたい。

**○菊池農産園芸課総括課長** いわて型野菜トップモデル産地創造事業についての御質問でございます。

今回ハウスの建設費も補助対象という説明をしているものでございますが、この事業は平成30年度からスタートしております。これまでハウスの資材費や土地利用型の機械導入に対して、国が2分の1、県と市町村が8分の1ずつ支援しまして、受益者の負担が4分の1という、高い補助率といえますか、受益者負担の軽減が図られる事業でございました。ハウスの導入に際しては資材費のほかに建設費が必要となります。国はパイプハウスの建設費は補助対象としていないことから、これまで県と市町村も補助対象から外していたものでありますけれども、パイプハウス10アール当たりの資材費は約800万円、これに係る建設費は800万円の3割程度の240万円程度が必要となります。パイプハウス10アールを設置するに当たっては資材費800万円と建設費240万円合計約1,040万円かかるわけですが、そのうち、資材費800万円分の4分の3が補助の対象になります。農家の方々は全体の4分の3の支援を受けられると受けとめているのですが、実質的には建設費まで入れると6割を切る57%程度の補助になってしまいます。また2年前に予算要求したときに比べまして、ハウスの資材費が1.3倍、建設費が1.2倍と非常に高騰しております。こういったことがあり、ハウスの導入が進まないということがありました。

そこで、ハウスの建設費に対しても県と市町村で8分の3ずつ支援をすることで4分の3、受益者の負担は資材費と同じく4分の1で済むようにするというものでございます。

それから、環境制御装置についてでございますけれども、いわて型野菜トップモデル産地創造事業を使いまして、昨年花巻市、盛岡市、一関市の3カ所で導入しておりますし、今年度奥州市で1カ所導入することで進めております。環境制御装置は、現在、3市の493平方メートルのハウスに導入しておりますけれども、事業費では7,300万円ほどになっています。10アール当たりになりますと一千四、五百万円程度の事業費がかかっておりますけれども、これも補助率4分の3ということで、農業者は4分の1程度で導入できるということになります。

成果でございますが、今年度はまだ栽培中ではありますが、通常のハウストマトの単収は10アール当たり8トン程度になっております。今回環境制御装置を導入することによって2倍から3倍の収量が上がるということで、まだ最終的な数字は出てきておりませんけれ

ども、盛岡市内の環境制御装置を導入した農家では、10 アール当たり 40 トンになる成果が見込まれていると聞いております。年度末にはいろいろな取り組みの成果が出てくると思いますけれども、期待以上の成果が上がっているものと考えております。

○高田一郎委員 大変大きな成果を上げていると感じました。これは3年間の事業で、いわゆるモデルとなるということですね。ですから、単なる補助だけではなくて、引き続き技術的な支援などを行って成果を上げると全県に広がり、きめ細かな支援も同時に必要になってくると思うのですが、その点での県の支援策がどうなっているのか。

もう一つは、野菜産地を牽引する経営体を育成していくという今回のモデル事業は、参加している方々を支援していくと同時に、さらに野菜の生産額を引き上げていくためにそれぞれの生産部会を育成し、後継者を育成して担い手や部会の数をふやしていくという両面での対応が必要だと私は思うのです。いわて型野菜トップモデル産地創造事業をぜひ成功させてほしいと思います。やはりハードルが高いわけですね。もう少し他の生産部会に加盟する方々が手ごろな価格で環境制御装置を導入できる、あるいは既存のハウスでも導入できるような支援が必要になってくるのではないかと思います。そして、全体の生産額をふやしていくことが必要ではないかと思うのです。

岩手県野菜生産振興計画がつくられまして、私もきのう見てきましたけれども、2022年度までに環境制御技術導入経営体数を16経営体にするという数字まで出ています。これについては数が少ないと思うのですが、その辺のことを含めて対応をお願いしたいと思います。

○菊池農業普及技術課総括課長 環境制御施設のモデルとなって、それを全県に広げていく必要があるのではないかと、また、そのための支援策ということですが、県下には、環境制御装置が盛岡市以外にも導入されておりまして、そこをモデル拠点といたしまして普及員が集中的に指導に入るとともに、希望する経営者の方々とその場で勉強会を開催しております。

また、まだ自分のところでは環境制御装置は入れていないのだけれども、将来的に入れてみたいという希望がある生産者につきましては、いきなり入れるのではなくて、まずは安価な温度、湿度、照度などのセンサーをハウスの中に入れて、作物の生育状況を確認しながら、自分たちの施設にはどのような環境制御装置が必要なのかといった研究会を開催し、必要なものだけが入る組み立てをしているところでございます。

それから、先ほど既存施設にも環境制御装置の導入というお話がありましたけれども、実際入れている方もいらっしゃいます。そうしますと、ハウスの建設費はかかりませんが、かなり安価にスタートできることになります。

それから、大きい経営体と同時に、中小経営者の方々も一緒になって経営力を高めていく必要があるのではないかと質問でありました。本年度農業改良普及センターの組織を改編いたしまして、大きな経営体への指導のほかに、特に農業協同組合の生産部会を対象として、一緒になって部会活動を盛り上げようと、産地育成課をつくっております。今

年度から各農業協同組合の営農部署と相談いたしまして、効率的な部会の活性化について協議を進めておりました、具体的には農業協同組合の営農指導士と一緒に、営農部会のリーダーを育て上げながら、部会の活性化をしていく取り組みを進めております。大きい経営体はもちろん、中小経営体が集まる部会の活性化もあわせて行っていきたく思っております。

○**菊池農産園芸課総括課長** 委員からお話がありました岩手県野菜生産振興計画でございますが、ことし3月に策定し、向こう4年間の計画期間の中で岩手県の野菜の生産振興を図っていくというものでございます。この目標指標の中に、2022年度までに大規模な園芸産地を9産地育成する。それから、環境制御技術導入経営体数を16経営体にするということを目指してしております。これは、大規模園芸産地は1億円産地を9産地、それから環境制御装置は、その地域のモデルとなるような経営体に環境制御装置を16経営体に導入して、農業普及技術課総括課長からも話がありましたけれども、普及員や地域の人たちが一緒になって、周りに普及拡大していくことを進めていきたいと考えております。

○**高田一郎委員** この事業も関係団体、農業者からもかなり期待されている県独自の事業でありますので、ぜひ成功させていただいて、全県に広まって、そして生産者が意欲を持って営農できるようにお願いしたいと思います。

最後に、畜産基盤再編総合整備事業であります。1億1,700万円余の補正額で、全体として5億円の予算規模となりました。平成27年からの事業で、既に5年が経過しておりますけれども、これは1事業体が恐らく億単位の事業ではないかと思うのです。今生乳価格の下落や配合飼料の高騰などで畜産経営が本当に大変になっていくと思います。これを導入されている経営体の経営状況がどうなっているのかを教えてください。

○**菊池畜産課総括課長** 畜産基盤再編総合整備事業につきましては、いわゆる畜産公共事業という広がりの中で進めている事業です。今回の内容につきましては、国費の配分が追加されたということから、現在県内では6地区で進めております。内訳といたしましては、新規の地区が今年度3地区ということで、継続地区3地区ということでございます。

内容ですが、葛巻地区の牛舎1棟の増築等が大きな内容です。現在の酪農情勢も含めて、状況についてのお話でございますが、今年度から酪農につきましては乳価が上がっております。そうした中で、県内の生産者の方々もかなり規模拡大につながる取り組みを畜産公共事業も含めて進めておまして、経営についてはかなり安定的に進めていると考えております。

畜産公共事業以外でも、例えば家族経営体を中心にやっている経営体もあります。そういった部分につきましては、生産性の向上といった取り組みを通じながら経営を堅実に進めている状況です。

○**高田一郎委員** 今回の補正予算は、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策、国の財政支援をもらってさまざまな事業に活用しております。それで、畜産関係についても、地震による停電で生乳が流通できなかったために廃業せざるを得なかったとか、北海

道では大きな人災のような事故も起きました。防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の中には、持続可能な生産技術を確保するための停電時の対応計画というメニューがありますが、県内ではどのような状況になっているのか。全体の状況を示して、対策がしっかりとられているのかお伺いします。

○**菊池畜産課総括課長** 今回の台風第19号災害におきましては、県内でも停電による牛乳の廃棄という実態がありました。今回の事案につきましては、夜に停電が発生したことによって、速やかな対応ができなかったということでもあります。いずれ県内の酪農家につきましては、東日本大震災津波の際にかなり大きな被害を受けており、その際に、ほとんどの酪農家が発電機を導入しております。今回は、発電機も備えてはいたのですけれども対応がくれたということから、廃棄につながったと聞いております。停電や災害に対しての発電機の対応については十分進んでいると思っております。

○**工藤勝博委員** 予算に関する説明書の38ページの強い農業づくり交付金の補正ですが、金額は大きくないのですけれども、これは今年度の事業でハウスの補強や、防風網の設置という内容なのでしょうか。もう少し詳しくお聞きしたいと思います。

○**菊池農産園芸課総括課長** 強い農業づくり交付金で、農業ハウスの補強や防風ネットの設置等に要する経費を増額しようとするものでございますが、これは国の国土強靱化計画の中で、農林水産省が既存のハウスの補強に対する支援を昨年から3年間に限定して取り組んでいるものでございます。県内でも遠野市を初め、今のところ3市町で取り組むことにしております。例えばハウスの筋交いを入れるといったことや、新たなハウスをつくる、新しいビニールを張るということではなくてハウスを補強する、あるいは防風ネットを立てて風の被害を少なくするものに対する支援でございます。今回の台風などを踏まえまして、今後さらに要望が出てくるのではないかと期待しているところです。

○**工藤勝博委員** 私も生産者ですけれども、そういう事業もあるということが、実際わからないのです。従来だと、新たに設置する事業がほとんどです。既存の施設に補助を入れるということですが、その対象になる生産者が個々で申請するのか、それとも農業協同組合のような組織の中で要望するのか、その辺はどのようになっているのでしょうか。

○**菊池農産園芸課総括課長** 個人のほかに、組織でも取り組めることになっておりますので、農業協同組合や市町村に御相談いただいて、事業の導入を進めていただければと思っています。

○**工藤勝博委員** きょうの災害対策本部員会議でも台風第19号による相当な被害が出ているということですが、今からでも希望があれば対象になるのでしょうか。

○**菊池農産園芸課総括課長** 今からでも大丈夫なように、改めて要望調査をしようと思っておりますし、来年度もまたありますので、我々ももっと積極的にPRをしていきたいと考えておりますので、御活用いただければと思います。

○**田村勝則委員** 経営体育成基盤整備事業費でありますけれども、この中身は生産基盤の整備と担い手への農地利用集積の推進ということになっております。本県は、基盤整備も

まだまだ進めていかなければいけないわけですが、今の状況と、どのような中身になっているのかお聞かせ願います。

○千葉農村建設課総括課長 経営体育成基盤整備の状況についてでございますけれども、本年度は国の割り当ての増額に伴いまして補正を行うという状況でございます。区画整理につきましては、まずは260ヘクタールほど整備する予定でありますし、暗渠排水につきましても330ヘクタールほど整備を進めていくところでございます。

農地利用集積についてでございますけれども、こちらは事業が完了した翌々年度あたりから集積の状況に応じて促進費を交付いたしまして、地元の整備費の負担等の軽減にも充てられるという事業でございます。完了地区に対しまして順次促進費を交付していくことで進めていくものです。

○吉田敬子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第15号岩手県農政審議会条例の一部を改正する条例、議案第19号岩手県手数料条例の一部を改正する条例のうち、商工建設委員会に付託された別表第7の改正分を除く部分及び議案第22号卸売市場条例を廃止する条例、以上3件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋流通課総括課長 条例議案につきまして御説明をさせていただきます。

今回提案を予定しております条例議案3件につきましては、いずれも卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律によりまして、卸売市場法の一部が改正されたことに伴うものでございますが、関連がございますので、条例相互の関係がわかりやすくなるよう、議案の順番を入れかえて説明させていただきますので、御了承願います。

それでは初めに、議案第22号卸売市場条例を廃止する条例案につきまして御説明をさせていただきます。議案(その2)の25ページをお開き願います。なお、条例案の内容につきましては、お手元に配付しております卸売市場条例を廃止する条例案の説明資料により御説明いたします。

1の廃止の趣旨及び2の条例案の内容でございますが、卸売市場法及び食品流通構造改

善促進法の一部を改正する法律により、卸売市場法の一部が改正され、地方卸売市場の開設に係る都道府県の条例に基づく許可が不要となったことなどから、本条例を廃止しようとするものでございます。

なお、改正後の卸売市場法におきましては、県において新たに地方卸売市場に係る認定事務が生ずることになりますが、これに係る手数料につきましては、この後説明する岩手県手数料条例を改正して定めることとしております。

3の施行期日等ではありますが、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行期日に合わせ、令和2年6月21日とするものであります。また、卸売市場条例の廃止に伴い、岩手県収入証紙条例に定める卸売市場条例による手数料を削除するとともに、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波の被災者に係る手数料の免除及び還付に関する条例につきましては、当該項目を削除し、条文の整備を行うものであります。

次に、議案第19号岩手県手数料条例の一部を改正する条例案につきまして御説明いたします。議案(その2)の15ページをお開き願います。なお、条例案の内容につきましては、お手元に配付しております岩手県手数料条例の一部を改正する条例案の説明資料により御説明いたします。

1の改正の趣旨ではありますが、卸売市場法の一部改正に伴い、地方卸売市場認定申請について手数料を徴収することとしようとするものであります。

2の条例案の内容でございますが、卸売市場法に基づく地方卸売市場の認定申請に対する審査手数料の額を1万5,000円とするものであります。

3の施行期日等ではありますが、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行期日に合わせ、令和2年6月21日とするものであります。ただし、地方卸売市場の認定の申請につきましては、法の一部改正前でも準備行為として認定を受けることができることとされており、認定申請が始まる令和元年12月21日から手数料を徴収することができるよう、所要の経過措置を講じようとするものであります。

引き続き、議案第15号岩手県農政審議会条例の一部を改正する条例案につきまして御説明いたします。

○**今泉担い手対策課長** 議案第15号岩手県農政審議会条例の一部を改正する条例案につきまして御説明いたします。

議案(その2)の1ページをお開き願います。なお、条例案の内容につきましては、お手元に配付しております岩手県農政審議会条例の一部を改正する条例案の説明資料により説明いたします。

1の改正の趣旨になりますが、本条例は卸売市場法の一部改正に伴い、岩手県農政審議会に調査審議させる事項等を改めるとともに、あわせて所要の整備をしようとするものであります。

改正の理由ではありますが、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律によりまして、卸売市場法の一部が改正され、都道府県卸売市場整備計画や都道府県卸

売市場審議会の設置根拠となる規定が削られたことから、審議会の位置づけを改めるとともに、その所掌事項から卸売市場の整備に関するものを削ろうとするものであります。

2の条例案の内容ですが、条例の改正前と改正後と比較した表をお示しさせていただいております。審議会に調査審議させる事項等を改めること、また審議会の所掌を改めようとするものであります。

3の施行期日であります。卸売市場法の一部改正の施行期日に合わせ、令和2年6月21日とするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○吉田敬子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高田一郎委員 卸売市場条例をなくすという議案であります。地方卸売市場の開設については、これまで許可だったものが認定になるということです。これにより、県の役割はどう変わってくるのか、市場そのものが県民や卸売業者にとってどういうメリットがあるのか。

それから、今まで県も立入調査を行って、適正な価格システムになっているかについて、いろいろな調査や指導をしてきたと思いますけれども、こういった課題などについては、今まで農政審議会でも議論してきたものを対象にしないということですか。それで間違いはないですか。

○高橋流通課総括課長 今回の卸売市場法の改正につきまして、これまで生鮮食料品等の公正な取引の場として卸売市場の取引ルールを国、都道府県が一律に規制してきました。しかしながら、消費者ニーズが多様化し、またインターネットでの販売など市場を介さない流通が増加しており、時代の変化に合わせて卸売市場の開設自体は自由にしながらも、高い公共性を有する卸売市場を認定し、振興するという趣旨において法改正がなされたと理解しております。

この法改正によりまして、一律の規制はなくなるわけですが、各卸売市場の実態に合わせて、その市場に取引参加をしております皆様方のニーズに応じて、取引ルールを設定することが可能となっております。県におきましては、一定の要件を満たす市場を認定するということでありまして、その認定を通じて開設者に対しての指導監督という業務が残るということとなります。

そして、県民のメリットでございますが、法改正におきまして一定のルールは残るものの、それぞれ卸売市場の実態に合わせて、取引ルールを設定できるということになっております。この改正によって市場による業務、買参人や小売事業者といった方々への影響は直ちに起こるものではなく、継続して卸売市場の機能が果たされるものと理解しております。それによって県民が享受するメリットにつきましても、大きな変更はないと考えております。むしろ自由度が増すということになりますので、卸売市場に参画している卸売業者の皆様方、買参人の皆様方で自由に取引が行われることによって活性化され、県民の皆様に対してのいろいろな意味でのメリットも生じてくることを期待しております。

○**今泉担い手対策課長** 農政審議会で卸売市場の審議をなくすということでございますけれども、今回の卸売市場法の改正によりまして、審議会で審議する県の卸売市場整備計画の審査という条項が削られました。審議会の所掌事務から根拠となる条項が削られたために条例の整備をするものであります。ただ、今後卸売市場を含む流通全般に関する審議が必要となった場合、農政審議会条例において、農業振興のための基本的な施策に関することを審議することができるとなっておりますので、その中で審議することを考えております。

○**高田一郎委員** これまで県も市場整備計画をつくって、必要な支援もしてきたわけですが、今話を聞きますと、整備計画もつくらないで、市場開設者が独自で対応していくということだろうと思います。

さらに、市場のルールに基づいて対応していくということですが、市場のルールというのはこれまで国や県が管理してきました。市場のルールに基づくとなると、市場開設者がルールをつくって、そして対応していくということですね。新たに参加する市場になった場合に、誰が監督するのですか。県が監督するのでしょうか、それとも市場開設者が監督するのですか。

○**高橋流通課総括課長** 取引ルールにつきましての御質問でございますが、中央卸売市場、地方卸売市場については国及び都道府県が指導、検査、監督するということを継続するものでございます。また、卸売市場につきましては、公平性を保つ意味で取引結果あるいは取引の条件、その結果を公表することも引き続き残ります。

卸売市場がそれぞれでルールを決めることができると申し上げましたが、必ず守らなければいけないルールは決められております。それは、受託拒否と申しまして、卸売業者は販売委託の申し込みがあった場合、正式な理由がなければ、しっかり引き受けなければいけないというルールであります。差別的な取り扱いにつきましても禁止されています。あとは代金決済もしっかり確保し考慮する。これは、市場の根本でありますので、こういった内容につきましてはしっかり規制されているものであります。また、主に第三者販売ということで、例えば卸売市場の中で卸売業者と当該市場の仲卸業者、買参人の方々だけにしか販売できないといったようなルールや、あるいは直値引きの原則ということで、仲卸業者はその卸売市場の中での買い入れをしなければならない。あるいは商物一致ということで、卸売業者につきましては市場内に持ち込まれたものを販売するといったルールがあります。

こういったルールにつきましては、これまでも卸売市場法の改正が何回かございました。このような原則はありましたが、例外規定を取り入れて進めている市場が大半でございました。例えば相対取引は原則の例外規定として進められてきたものでございます。したがって、それぞれの市場においてしっかりルールを決めて、仲卸業者あるいは買参人の方々としてしっかり話し合いをして決めていただくことでありますので、大きな変更がなく、県民の皆様方に生鮮食品を提供できるものと考えております。

監督につきましては、これから詳細の規定を定めることを予定しております。これまで広域振興局において監督をしておりましたが、事務を継続して進めてまいりたいと考えております。

○高田一郎委員 県民にとって何かメリットがあるのか聞いたのですけれども、期待をしているという発言ですので、卸売市場条例が廃止になったことによって、本当にプラスになるのか、疑問が湧いてくる中身です。整備計画もつくらない、そして市場ルールに基づいてやるわけですから、行政の介入がどんどんなくなっていくと思うのです。

受託拒否はわかりました。第三者販売の問題が出ましたが、今まで基本的に第三者販売は禁止されていましたが、どのようになるのですか。卸売業者は仲卸業者以外への販売を禁止するということが第三者販売禁止なのですけれども、これが緩和されれば直接卸業者から大手量販店に行ってしまうと、仲卸業者の経営が保障されないという懸念も出ております。これについてはいかがでしょうか。

○高橋流通課総括課長 今回の卸売市場法の改正であります。法改正の背景には、食料不足時代の公平分配機能の必要性が時代の流れとともに小さくなってきたということと、さまざまなタイプの物流拠点がふえてきたということがあります。例えば野菜の場合ですと、卸売市場を経由するものが大体6割くらいでありまして、年々減少傾向にあります。そうした中で、卸売市場においてこのような規制が設けられているということは非常に合理的ではないと。その他の例えばインターネット販売といった物流を担う方々がいる中で、より自由かつ最適に業務を行うことができるように進めていく必要があるといった趣旨において進めているものでございます。

また、第三者販売のお尋ねでございますが、原則禁止となっております。前の法改正によりまして例外規定が活用されており、その割合が今もふえて、そういった取引がなされているといった状況です。先ほども申し上げた答弁の繰り返しになりますが、大きく状況が変わるものではないと考えております。

なお、県内の状況を申し上げますと、卸売市場には大手のスーパーのバイヤーが売買参加者として市場に参加しております。今後もそれが継続されていきますので、御懸念のような事態につきましては想定されないと考えております。

卸売市場整備計画につきましてはのお尋ねです。整備計画につきましては、この条例を制定した昭和47年以降、整備計画に基づきまして小規模市場の統合と市場の整備拡充という視点で推進してきた経緯があります。条例を制定した昭和47年当時は、44の市場がありました。これが現在23市場ということで、統合が進んでおります。所期の目的でありました小規模市場の統合と市場の整備拡充ということに関しましては、ただいま申し上げた統合が進んだところでございますので、所期の目的は果たしたと考えております。

○吉田敬子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○高田一郎委員 今質疑しましたけれども、これまでの卸売市場法は、卸売市場の整備と取引の規制だったと思うのです。これをなくすということは、卸売市場の公的役割を後退させ、さらに卸売市場が持つ取引の規制という役割を根本から後退させる中身になると思いますので、条例の廃止及び関連する条例について賛成できないということを申し上げて討論といたします。

○吉田敬子委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 15 号を採決いたします。本案は原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○吉田敬子委員長 起立多数であります。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 19 号を採決いたします。本案は原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○吉田敬子委員長 起立多数であります。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 22 号を採決いたします。本案は原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○吉田敬子委員長 起立多数であります。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 26 号大船渡漁港海岸水門高潮対策工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○鎌田漁港漁村課総括課長 漁港海岸の高潮対策工事の変更請負契約議案について御説明いたします。

議案は、議案書（その 2）の 34 ページであります。内容につきましてはお手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

1 ページをごらん願います。議案第 26 号大船渡漁港海岸水門高潮対策工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。工事名は、大船渡漁港海岸高潮対策（細浦地区水門その 2）工事。工事場所、請負者、契約金額につきましては、記載のとおりであります。

次に、2 ページをお開き願います。本工事は、漁港海岸の高潮対策として水門一式の整

備を行うものであります。

設計変更の理由及びその内容ですが、第1回変更は水門設置水深を変更したものであります。第2回変更は、年度支払限度額を変更したものであります。第3回変更は、水密ゴムを追加したものであります。第4回変更は、年度支払限度額を変更したものであります。今回の第5回変更は、機械室を追加するとともに、工事期間を延伸するものであります。今回の変更により契約金額が30億7,106万7,940円となり、当初議決額に対し21.3%の増となるため、議会の議決が必要となったものであります。

次に、3ページをお開き願います。上段の囲みの中に第1回変更の内容を記載しております。水門の設置水深は、当初マイナス4.5メートルとしておりましたが、利用漁船の大型化に伴い、漁船の航行に支障のない水深を確保するため、水門の設置水深をマイナス5.5メートルに変更したものであります。

中段の囲みには、第3回変更の内容を記載しております。水門の設置水深が深くなったことから、水門扉体の規格が変更となり、海水の流入が増大し、湾内の水位上昇が大きくなるために、水位上昇を抑制する必要があるということから、躯体と扉体の間及び扉体と扉体の間に水密ゴムを追加したものであります。

下段の囲みには、今回の第5回変更の内容を記載しております。機械設備詳細設計の結果に基づき、機械設備の規模及び設置場所が確定したことから、機械室を追加するものであります。機械室の設置場所を赤色でお示ししております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○吉田敬子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○佐々木茂光委員 一つは、この水密ゴムの追加ということなのですが、これはどのぐらいもつのですか。

もう一つは、機械室が堤防の上にあるということなのですが、ここに置いても大丈夫なのかということ。

もう一つは、これは定期的に操作をするのでしょうかけれども、例えば1年に1回、3年に1回などという一定の間隔を持ってやると思いますが、どのぐらいのペースでやっているのか。

○鎌田漁港漁村課総括課長 まず、水密ゴムの規格であります。今津波の多発に耐え得るものとなっております。水密ゴムの耐用年数につきましては、後ほど答弁させていただきます。

機械室の位置について、答弁いたします。今回躯体の上に機械室を設置することにしておりますが、防潮堤の高さは今津波、東日本大震災津波を防御するものとなっておりますので、このクラスの津波が来ても大丈夫なように設計しております。

次に、水門の操作、定期点検であります。1年に1度、上下の稼働を点検することとなっております。また、このほか水門は、自動閉鎖システムにも組み込まれておりますので、定期的に正常に作動するかどうかの点検も行うこととしております。

○佐々木茂光委員 心配したのは、最終的に電源を入れるのはこの機械室での操作ということになると思うのですが、今の想定では東日本大震災津波を超えるものはないということで設定しているということはわかるのですが、予測できるのかと思うところがある。どこもそうだけれども、最終的には電源が確保できなくて、機能を果たせないで終わっているケースがかなりある。その辺をどのように検討されたのか。

○鎌田漁港漁村課総括課長 今回の水門につきましては、先ほど申し上げましたとおり、自動閉鎖システムの中に組み込まれているということで、多重防御を採用しております。トリガーのほかに遠隔での操作も可能となっていることから、水防団、消防団の方々が現地に行かなくても操作できるように考えております。

また、今回躯体の上に設けますのは機械室のみでありまして、操作する場所、仮に現地で操作するとなった場合は別の陸地側に設けております。その辺については、大丈夫かと考えております。

電源につきましても多重で置くように、商用あるいは自家発電を設けて、バックアップ機能を備えているものです。

○佐々木茂光委員 操作は、ここにあっても支障がなく、別なところから操作ができるということで、影響がないと解釈しました。

○白澤勉委員 確認も含めてお伺いします。

もう一度、遠隔操作などの検討はどのようにされたのかお伺いします。

それから、2点目は第1回変更からT.P. マイナス5.5に変更ということで、先ほど御説明がありましたが、このマイナス5.5にしたことに伴う周辺への影響について、どのようにシミュレーションしたのか。津波シミュレーションの検討、地元との調整といった部分について確認させてください。

○鎌田漁港漁村課総括課長 遠隔操作についてでありますけれども、県全体の水門の操作における自動閉鎖システムの位置づけということで、その一つとして取り込まれたものでありまして、Jアラートをトリガーとして自動閉鎖システムの信号を送信するというものに組み込まれております。また、トリガーにより作動しなかった場合にも、県庁あるいは広域振興局で遠隔操作ができるという多重防御のシステムになっているものであります。

次に、水深が深くなったことによる影響についてですけれども、防潮堤の高さについては変わっておりませんので、津波の防御という点については当初と変更はありません。ただ、水門が大きくなったことによりすき間が多少生じるということで、今回水密ゴムを設置して背後地への海水の流入を防ぐことにしたものでございます。

地元との調整につきましては、当初地元漁業者の方々と水深をどのようにするか調整を行っていたところではありますが、工事着手後に大型造船の新造があることが判明したために、今回変更したものであります。

○吉田敬子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 27 号山田漁港海岸ほか防潮堤高潮対策工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○鎌田漁港漁村課総括課長 漁港海岸高潮対策工事の変更請負契約議案について御説明いたします。

議案は、議案書（その 2）、35 ページであります。内容につきましてはお手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

1 ページをごらん願います。議案第 27 号山田漁港海岸ほか防潮堤高潮対策工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。工事名は、山田漁港海岸ほか高潮対策（防潮堤その 2）工事。工事場所、請負者、契約金額につきましては、記載のとおりであります。

次に、2 ページをお開き願います。本工事は、漁港海岸の高潮対策のため、防潮堤 569.7 メートルの整備を行うものであります。設計変更の理由及びその内容ですが、第 1 回変更は単価適用年月を変更したものであります。第 2 回変更は、国道の道路管理者との協議に基づき、仮設道路を追加したものであります。第 3 回から第 4 回変更では、年度支払限度額を変更するとともに、工事期間を延伸しております。第 5 回変更は、鋼矢板の打設工法を変更したものであります。第 6 回変更は、インフレ条項の適用により変更したものであります。第 7 回から第 8 回変更では、年度支払限度額を変更するとともに、工事期間を延伸しております。また、契約書別記条項の変更をしたものであります。今回の第 9 回変更は、基礎ぐいの打設工法を変更するとともに、工事期間を延伸するものであります。今回の変更により、契約金額が 24 億 2,132 万 9,240 円となり、当初議決額に対し 43.2%の増となるため、議会の議決が必要となったものであります。

次に、3 ページをお開き願います。上段の囲みの中に第 5 回変更の内容を記載しております。その下の中段の囲みには今回の第 9 回変更の内容を記載しております。試験施工の結果、転石が多数分布することが判明したため、第 5 回変更では鋼矢板の打設工法を圧入工法から先行掘削圧入工法に、第 9 回変更では基礎ぐいの打設工法を中掘工法から先行掘削工法にそれぞれ変更するものであります。

下段に防潮堤の標準断面図と、転石を確認した状況写真を掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○吉田敬子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○田村勝則委員 この地域は、非常に大変な地域だと私もよく認識しております。そこで、工法がこのように変更になったということではありますが、工期も 365 日間の増ということで、地元への説明、対策等はどのようになっているのかお聞きします。

○鎌田漁港漁村課総括課長 工期の延伸につきましては、その都度山田町と調整しております。また、地元の皆さんにもその旨連絡がとれるよう調整しております。

○吉田敬子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 30 号島の越漁港海岸防潮堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○内藤漁港課長 漁港海岸の災害復旧工事の変更請負契約議案について御説明いたします。

議案は、議案書（その 2）の 38 ページであります。内容につきましてはお手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

1 ページをごらん願います。議案第 30 号島の越漁港海岸防潮堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。工事名は、島の越漁港海岸災害復旧（23 災県第 617 号防潮堤その 3）工事。工事場所、請負者、契約金額につきましては、記載のとおりであります。

次に、2 ページをお開き願います。ページの表示が平面図の色とまざって見づらくなっておりますが、御了承願います。本工事は、東日本大震災津波により被災した海岸保全施設の機能を回復させるため、防潮堤（傾斜堤）200.9 メートルの復旧、防潮堤（直立堤）28.6 メートルの整備を行うものであります。

設計変更の理由及びその内容でございます。第 1 回変更は、単価適用年月の変更をしたものであります。第 2 回変更は、年度支払限度額を変更したものであります。第 3 回変更

は、のりどめ対策工を追加するとともに、工事期間を延伸したものであります。第4回から第5回変更では、年度支払限度額を変更するとともに、契約書別記条項を変更したものであります。今回の第6回変更は、防潮堤（直立堤）を追加するとともに、工事期間を延伸するものであります。今回の変更により、契約金額が10億5,438万3,480円となり、当初議決額に対し31.5%の増となるため、議会の議決が必要となったものであります。

次に、3ページをお開き願います。第3回変更の内容を記載しております。3号陸閘の山づけ部は、当初斜面掘削と吹付工で施工しておりましたが、山づけ斜面に軟弱地盤があることが判明したものでありますので、のりどめ対策工として斜面掘削とアンカー工の施工に変更したものであります。

次に、4ページをお開き願います。今回の第6回変更の内容を記載しております。災害復旧工事と隣接する海岸高潮対策事業との工程調整に基づき、防潮堤（直立堤）を追加するものであります。下段に防潮堤の標準断面図があります。左側の直立堤が今回変更を追加した防潮堤で、赤でお示ししております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○吉田敬子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○白澤勉委員 今回の台風第19号災害で田野畑地区にも非常に大きな被害がありましたけれども、こちらの周辺における台風第19号災害の影響はあるのか確認させてください。

○内藤漁港課長 今回の当該工事では、防潮堤の一部施工区域が水没しまして、河川の氾濫により作業ヤードが流失するなどの被害がありました。また、現場へのアクセス道路の通行どめにより、大型車両の通行に支障が生じているところでございます。それらの復旧に要する期間については、現在調査中でございます。

現在水没区域の排水作業を実施しているところでございますが、引き続き工事の進捗管理を徹底しながら、影響しないように早期完成に向けて取り組んでいるところでございます。

○白澤勉委員 きょうもこの周辺の現地調査をさせていただきました。この周辺道路は大分傷めつけられておりますし、資材の運搬などの影響も出てくると思いますので、ぜひ一日も早い復旧、復興に向けて、工事の安全を高めて取り組んでいただきたいと思います。

○吉田敬子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第31号綾里漁港海岸防潮堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○内藤漁港課長 漁港海岸の災害復旧工事の変更請負契約の議案について御説明いたします。

議案は、議案書（その2）の39ページであります。内容につきましてはお手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

1ページをごらん願います。議案第31号綾里漁港海岸防潮堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。工事名は、綾里漁港海岸災害復旧（23災県第558号港地区防潮堤その1）工事でございます。工事場所、請負者、契約金額につきましては、記載のとおりでございます。

次に、2ページをお開き願います。本工事は、東日本大震災津波により被災した海岸保全施設の機能を回復させるため、防潮堤203.5メートルの復旧を行うものであります。

設計変更の理由及びその内容でございますが、第1回変更は年度内支払限度額を変更したものであります。第2回変更は、単価適用年月を変更したものであります。第3回変更は、仮設鋼矢板の打設工法を変更するとともに、工事期間を延伸したものであります。第4回変更は、年度支払限度額を変更したものであります。今回の第5回変更は、基礎ぐいの打設工法を変更するとともに、工事期間を延伸するものであります。今回の変更により、契約金額が33億3,418万6,500円となります。当初の議決額に対し82.5%の増となるため、議会の議決が必要となったものであります。

次に、3ページをお開き願います。上段の囲みの中に第3回変更の内容を記載しております。その下の中段の囲みには、今回の第5回変更の内容を記載しております。試験施工の結果、非常にかたい転石が多数分布することが判明したため、第3回変更では仮設鋼矢板の打設工法を圧入工法から先行掘削圧入工法にして、第5回変更では基礎ぐいの打設工法を中掘工法からダウンザホールハンマ併用中掘工法にそれぞれ変更するものであります。下段に防潮堤の標準断面図と転石を確認した状況写真があります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○吉田敬子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高田一郎委員 第3回の試験施工の結果によって工法を見直し、第5回も試験施工の結果に基づいて工法の見直しをしたということですが、これは場所が違うということですか。

あとは、第5回変更で127日間延伸したというのは、基礎ぐいの打設工法の見直しに時間を要したということですが、工事ではなく、見直しにこんなに時間を要したということですか。

○内藤漁港課長 第3回の工法変更と第5回の工法変更でございますが、第3回の工法変

更は鋼矢板の変更であります。場所は水門の周りの鋼矢板の変更であり、第5回の工法変更は防潮堤本体の基礎ぐいの変更でありますので、場所が変わっております。

工期を127日間延伸する理由は、試験施工の結果により、当初発注時に想定した地層と異なることが判明したことによります。基礎ぐいの打設工法に検討時間を要したのですが、試験施工及び土質調査に37日間、工法の再検討に約30日間、専用のくい打ち機の手配に60日間要しております。その合計で127日間の延伸ということでございます。

○吉田敬子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第39号岩手県漁業取締船建造の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○工藤漁業調整課長 岩手県漁業取締船建造の請負契約議案について御説明いたします。

議案は、議案書（その4）の1ページであります。内容につきましてはお手元に配付しております説明資料により御説明させていただきます。

説明資料の1ページをごらん願います。議案第39号岩手県漁業取締船建造の請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。建造するものの名称は、岩手県漁業取締船。用途は、漁業取締用となっております。契約金額は、税込み額で9億530万円で、請負者は三菱造船株式会社でございます。

次に、2ページ目をごらん願います。まず、1の建造の趣旨であります。現在本県では漁業取締船岩鷲とはやちねの2隻を有しており、アワビ等磯根資源の密漁や本県海域での違反操業の取り締まりを実施しており、水産資源と漁業秩序の維持に寄与しているところであります。しかし、岩鷲につきましては、平成9年の進水から22年が経過しており、老朽化が著しいことから、現在の船を更新し、漁業取り締まり業務を安全かつ効果的に実施しようとするものでございます。

6の建造の内容について御説明いたします。今回建造する船は、現在の船と同じ軽合金製で、総トン数60トン以上としております。速力は、高速船を使用したアワビの密漁などへの取り締まりの強化が求められていることから、はやちねと同等の国内最速クラス、47

ノット以上としております。なお、47 ノットは時速に換算しますと 87 キロに相当する速さでございます。推進機関につきましては、高速航行が可能であるウオータージェット方式とすることとしております。

次に、3 ページをお開き願います。建造する船の一般配置図を添付しております。船の主要寸法は、長さ 28.6 メートル、幅 5.5 メートル、深さ 2.7 メートルでございます。

次に、4 ページをお開き願います。入札調書を添付しております。9 月 26 日に入札執行をしましたところ 1 社が参加し、第 3 回目の入札で落札されたところでございます。

5 ページ目以降につきましては、参考資料としまして一般競争入札に係る参加資格告示、入札告示の写しを添付しております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○吉田敬子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○佐々木茂光委員 船に関してわからないのですが、船の構造的なもので、先端が斜めに上がって突起になっていますが、密漁を監視するためのウオータージェット方式ということは、プロペラに支障のないところにも入っていけるということだと思うのです。例えばアワビの密漁者は、当然右往左往して逃げていくわけで、追いかけて養殖施設を突っ切っていくときに、突起で養殖施設の桁などにひっかかることはないのでしょうか。

○工藤漁業調整課長 今度建造しようとする岩鷺ですが、基本的にはやちねとほぼ同じ形となっており、はやちねにおきましても、密漁を追いかける際に養殖施設に入っていくことも予測されておりますが、ウオータージェット方式は速力が速いので、船のへさきは若干上がると認識しております。

○佐々木茂光委員 心配ないということですね。わかりました。

○石田水産担当技監兼水産振興課総括課長 補足させていただきます。

設計業者の話では、高速走行をするとどうしても船のへさきが上がってしまうということです。そのために、このような構造でへさきが上がらないよう、リードを出すような構造になっています。

委員御懸念の養殖施設ですが、高速走行で養殖施設に入り込むことはまずありません。仮に密漁者が沿岸近くにいた場合でも、養殖施設の沖側でしっかり見張っている体制は十分とりますので、養殖施設にひっかかることは、高速走行ではあり得ませんし、通常の数度であれば養殖施設に乗り上げて沿岸まで行くことは可能ですので、そのためのウオータージェット方式でもあります。そういうことで御理解いただきたいと思います。

○佐々木茂光委員 ということは、密漁船は沖に出てこないということですか。

○石田水産担当技監兼水産振興課総括課長 そうです。

○佐々木茂光委員 安心しました。では陸地における密漁対策は、変わっていくものはあるのですか。今までは岸からも監視ということになってはいますが、その辺は運動されないとだめだと思うのですが。

○工藤漁業調整課長 取り締まりに関してですが、岩手県では漁業取締船での密漁監視、

漁業協同組合での密漁監視船、水産庁や海上保安庁とも連携して沖での監視を行っております。また、岩手県警察とも連携して陸での捜査等も実施しているところでございます。

○**田村勝則委員** 老朽化が著しいということではありますが、通常耐用年数というのはどのくらいなのでしょう。それと、老朽化の箇所がエンジンなのか外回りなのか、どういう老朽化なのかお聞かせいただきたいと思います。

もう1点、現在の取り締まり状況はふえているのか減っているのか、漁業資源も本当に枯渇しております。非常に重要な役割を担う漁業取締船でございますので、状況についてお伺いいたします。

○**工藤漁業調整課長** 耐用年数につきましては、確認させていただきます。

老朽化の状況ですが、船は毎年定期点検を行っております。塗装点検やエンジン点検などを行っており、平成30年度に行った定期点検では、2,500万円ほどの修繕費などの検査費用がかかっております。

アワビの取り締まり状況についてでございますが、近年2カ年の取り締まり状況につきまして、平成30年度には5件の検挙を行っております。また、そのほかに2件の警告、11件の指導などを行っておりますし、平成29年度には19回の検挙、2件の警告などを行っております。その内容は、アワビの殻長制限違反や、船びき網漁業での違反操業、イカ釣り漁業の無許可操業などに対する検挙、指導を行っているところでございます。

○**田村勝則委員** 老朽化や傷みがあったということで、修理もしたということですが、やはり新しくしなければいけないという大きな要因があると思うのです。修理すれば走るのに、新しくしなければいけない理由が、例えば耐用年数は10年ぐらいなのだけでも、それまで使用してきたということなのか、根拠をもう少し理解できるように説明していただければと思います。また、この船は廃船になるのかあわせてお聞かせいただきたいと思います。

また、密漁などの取り締まり件数はそんなに多くはないわけですが、しっかりと取り締まってくることが大事なのですが、被害金額はどのくらいなのか、わかればお聞かせいただきたいと思います。

○**石田水産担当技監兼水産振興課総括課長** 耐用年数でございますが、このクラスの船は15年から20年と言われております。使用頻度にもよりますが、岩鷺につきましては22年となっておりますから、老朽化しているという認識です。

車の車検と同じように法定点検がございまして、非常に費用が多くかかるようになってまいりました。そこで、費用に対する新船の建造費との兼ね合いを見ながら、老朽化の状況も踏まえて代船の時期と判断して建造に踏み切ったところ。エンジンのふぐあいや、溶接箇所からの水漏れという箇所数がふえており、耐用年数も過ぎている状況ですから、建造の時期と判断したところでございます。

船の次の処理でございますが、新しい船が竣工しました後には、現在の岩鷺を売却する予定で同時に今作業を進めているところでございます。

最近の密漁の状況ということですが、これは捜査案件のためお示ししにくいところがございますが、被災により漁業者の方も監視できずに、監視機能が低下したところに多くの組織的な密漁者が入ったと認識しております。直近でいきますと、一昨年、久慈市で起こりましたアワビの密漁案件が150万円（後刻「40万円」と訂正）相当の金額レベルでありましたが、これも氷山の一角と見ていいと思います。このような漁業取締船を建造することによって、取り締まり業務をしっかりとやることと、それから抑止力という観点もございしますので、しっかりした取り締まり体制を築いていきたいと考えております。

○吉田敬子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

この際昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○吉田敬子委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○鎌田漁港漁村課総括課長 大船渡漁港海岸水門高潮対策工事の水密ゴムの耐用年数についてはおおむね20年となっております。

○石田水産担当技監兼水産振興課総括課長 議案第39号に関する田村委員からの御質問で、答弁に数字の誤りがありましたので、訂正させていただきます。直近の密漁の状況でございますけれども、平成28年5月に久慈市で発生したものがございます。そのときの被害額は、当時のアワビの入札価格に換算しまして、150万円とお答えいたしましたけれども、40万円でしたので、この点をおわびして訂正させていただきます。

なお、震災以降組織的な密漁の発生件数は5件ほど報道されておまして、その中には被害額換算で300万円以上というものもございましたので、この場でお知らせさせていただきます。

○吉田敬子委員長 次に、議案第42号令和元年度岩手県一般会計補正予算（第2号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤理事兼副部長兼農林水産企画室長 議案第 42 号令和元年度岩手県一般会計補正予算（第 2 号）につきまして御説明いたします。

議案（その 5）の冊子でございます。3 ページをお開き願います。第 1 表歳入歳出予算補正の歳出の表中、先ほど御審議いただきました議案第 1 号令和元年度岩手県一般会計補正予算（第 1 号）に 6 款農林水産業費の補正予算額 3 億 515 万円を追加しようとするものでございます。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げます。予算に関する説明書の 5 ページでございます。6 款農林水産業費、2 項畜産業費、4 目家畜保健衛生費の野生動物侵入防止緊急支援事業費ですが、昨年 9 月に岐阜県で発生いたしました豚コレラの感染地域が関東地域にまで拡大しております。国は、感染の主な原因とされております野生イノシシを対象といたしました侵入防止柵の整備費用につきまして、独立行政法人農畜産業振興機構を通じ、2 分の 1 を助成する制度を創設いたしました。県といたしましても、豚コレラへの感染を阻止するため、豚を飼養している全ての農場において侵入防止柵が早期に設置されるよう生産者の負担軽減を図ることを目的といたしまして、侵入防止柵の整備に要する経費の 4 分の 1 を補助しようとするものでございます。これにより、独立行政法人農畜産業振興機構の助成制度を合わせますと事業者の負担は 4 分の 1 に軽減されるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○吉田敬子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○五日市王委員 豚コレラ対策については、本会議でも質問させていただきましたが、素早く、県単独の補助金制度をつくっていただき、大変ありがとうございます。この間 J A 岩手県五連との要望のときも、喫緊の課題ということでお話もいただいておりますので、素早い対応をしていただいたことに対しましては、感謝を申し上げます。

新聞報道によると、県内の 134 戸の養豚場のうち、侵入防止柵未整備の 113 戸の養豚場が補助対象ということなのですが、これは全て整備が済むという認識でよろしいのか、お伺いします。

○村上特命参事兼振興・衛生課長 113 戸の養豚場につきまして、ぜひ参加するように勧めている状況でございます。

○五日市王委員 回答状況はどのようになっていますか。

○村上特命参事兼振興・衛生課長 9 月末時点で 85 戸の参加希望がありました。また、ほかにも参加したいという声を聞いておりますので、その方々も随時まとめて事業としてやらせていただきたいと思います。

○菊池畜産課総括課長 補足させていただきます。

県内には、養豚場が 134 戸ございます。このうち既にみずから整備している養豚場が 21 戸ございます。したがって、その 21 戸を差し引いた 113 戸の養豚場を今回の事業の対象にしております。そのうち 85 戸の養豚場については、計画をいただいて、既に進めてお

ります。残りの28戸でございますが、今年度のうちに設置するべく、鋭意詰めている状況になっております。

○**五日市王委員** 生産者の皆さんも理解を示していただいているということでよろしいですね。

防護柵ももちろん大事な対策だと思うのですが、それ以外の水際対策をどのようにとられているのかお伺いいたします。

○**村上特命参事兼振興・衛生課長** これまでの対策ということでございます。

国内で豚コレラが発生した都度、関係機関や団体等を対象としまして、情報提供及び侵入防止の徹底に向けた協力要請を行うための岩手県豚疾病防疫連絡会議をこれまで3回開催し、その場で情報共有と注意喚起をしております。

それから、各養豚場には、国内で豚コレラが発生した都度、ファクスないしは電話等で連絡を差し上げまして、情報提供と注意喚起をしているところでございます。

また、平時には、年に1回ほど家畜保健衛生所で農場の巡回指導をさせていただいております。衛生管理の確認等を行っている状況でございます。

○**五日市王委員** この防護柵を設置するに当たって、年度内に生産者の皆さんも設置できればいいと思うのですが、仮に年度をまたいでしまった場合でも、きちんと対象になるということでよろしいのでしょうか。

○**村上特命参事兼振興・衛生課長** 本事業でございますが、令和元年度の事業でございますので、年度内の完了に向けまして関係機関、団体の協力を得ながら鋭意推進しているところでございます。

○**菊池畜産課総括課長** 水際対策で補足をさせていただきます。

いわて花巻空港には現在台湾便と中国上海便が週2回就航しておりますので、水際対策としまして、肉製品などを持ち込まないというPR活動で、ポスターの掲示、リーフレットを設置しております。

動物検疫所仙台空港出張所に職員がおりますので、毎回国際便が就航する際に、手荷物検査を行います。そちらを強化するように岩手県としてもお願いしておりますし、7月には探知犬を北海道から連れてまいりましてPR活動も行っております。引き続き動物検疫所仙台空港出張所と連携しながら、水際対策を強化してまいりたいと考えております。

○**五日市王委員** 人からの感染は、菊池畜産課総括課長がおっしゃったことが要因だと思うのですが、野生のイノシシ対策は、今回の防護柵と飼養衛生管理の徹底の2本立てだと思います。全国的に予防的ワクチン接種の問題が出ておりまして、三重県は10月25日から、福井県は10月24日から予防的ワクチン接種を開始するという話もあるのですが、本県の予防的ワクチン接種の考え方はどうなのか。推奨地域や、希望があるところだけではなくて、全国的にやるべきだという意見もあるのですが、本県は今のところどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○**村上特命参事兼振興・衛生課長** 予防的ワクチン接種の考え方はすけれども、先般豚コ

レラに関する特定家畜伝染病防疫指針が改正されまして、その中で豚コレラが発生した際は、屠殺を原則として予防的ワクチン接種は極力行わないことが規定されております。では、こういった場合に予防的ワクチン接種をするのかといいますと、野生イノシシにおける豚コレラの感染が継続的に確認された場合などで、豚等への感染防止が困難と認められる場合には、都道府県による予防的ワクチン接種命令を認めるという内容となっております。

したがって、今回の改正で国が野生イノシシの感染等の状況を見ながら、予防的ワクチン接種推奨地域を定めまして、都道府県は知事の判断で予防的ワクチン接種をすることができるといった内容であります。10月20日の時点では11県が推奨地域となっております。これはいずれも野生イノシシでの感染が確認された県であります。私どもとしましては、今後の発生状況を確認しながら、予防的ワクチン接種対象地域を注視しまして、状況を見ながら検討してまいりたいと思っております。

○小岩技監兼農政担当技監兼県産米戦略室長 豚コレラの予防的ワクチン接種に係る考え方につきましては、今御答弁申し上げたとおりですけれども、我々としたしましては、一つのターニングポイントは関東地方、養豚の産出額が多い千葉県、茨城県、群馬県の状況をまず見なければいけないと考えております。ここでの発生状況を見ながら、予防的ワクチン接種についてどうするか、あるいは国に要望するか等について判断する時期ではないかと考えております。理由といたしましては、県内にも豚を出荷しておりますけれども、東京方面にもかなり豚を出荷しております。そこでの交差汚染の心配もありますので、繰り返しになりますけれども、関東地方の主要な養豚圏での発生を見ながら、おくれることなく予防的ワクチン接種について検討していかなければいけないと考えております。

○五日市王委員 その見きわめが難しいところだとは思いますが、いずれしっかりと対応していただければと思います。

新聞報道では、洋野町にも野生イノシシが出没しているとありました。青森県でも何件か目撃情報があるようでございまして、野生イノシシの捕獲対策というのにも必要だと思っております。いずれこれからの時期は、鳥インフルエンザも心配な時期になってくると思います。そういった、いざ起きたときの人員体制も懸念されるわけですので、ぜひとも万全を期していただきますようお願いを申し上げます、質問を終わります。

○白澤勉委員 私からも、五日市委員の質問と重複しないように確認させていただきます。

なぜ今回の9月補正予算で野生動物侵入防止緊急支援事業費を計上されたのでしょうか。先ほど小岩技監からお話がありました。事態は切迫度が高まっていると理解しておりますが、改めて今の全国的な豚コレラの発生状況は、どのくらい危機的な状況が差し迫っているのか。つまり農林水産部のリスク管理体制はどうなっているのかといった視点で確認させていただきます。

○村上特命参事兼振興・衛生課長 国内での豚コレラの発生状況ということかと思えます。

現在国内での豚コレラの発生状況でございますが、まず今年の9月に岐阜県で発生して

おります。さらに発生が続いておりまして、現時点で46例の発生があり、約14万頭ほどの殺処分が行われております。それが先月、9月に入りまして、関東地方にも感染が拡大してきたという状況でございます。感染イノシシも関東地方にも広がってきているといった状況でございます。

○白澤勉委員 被害は関東地方やこちらの北日本にも向かってきていると思います。いずれリスク管理の基本は、想定されるあらゆるリスクを洗い出して事前に対策を打つことだと思っております。

それで、これまで県としてどのような取り組みをやっているのかお伺いしたいと思います。本県は畜産県でもありますし、養豚の産出額あるいは雇用に関しても非常に大きなウエートを占めておりますので、やはり水際対策をしっかりとやらなければいけないという趣旨でお伺いいたします。

○村上特命参事兼振興・衛生課長 これまで国内で豚コレラが発生した都度、関係者に対しましては発生情報の提供、注意喚起を毎回行っております。それから、関係機関、団体などを対象としまして岩手県豚疾病防疫連絡会議を行っております。繰り返しになりますけれども、年に1回は家畜保健衛生所が農場巡回を行い、注意喚起をしているところでございます。

○菊池畜産課総括課長 補足させていただきます。

農場の巡回に当たりましては、毎年1回、家畜保健衛生所の職員が全ての農場に行き、飼養衛生管理基準とあって、農場が基本的に守っていただくことを一つずつチェックしております。あわせて、今回豚コレラが発生拡大している状況を踏まえて、ことしの1月に、特に3,000頭以上の豚を飼養している規模の大きな農場と、外国人を雇用している農場に緊急的に立ち入りを行いました。そのような農場に対して、改めて注意喚起あるいは指導の徹底を行っております。

リスク管理でございますが、庁内に関係課がございます。窓口は県民くらしの安全課が担っておりますが、自然保護課やいわて花巻空港の所管課であります県土整備部の所管課、関係する課とも情報交換を行いながら、対応を緊急に行うことができる体制をつくっております。

○白澤勉委員 今回野生イノシシが主な感染のルートだと伺っております。野生イノシシですから、どこをどうやって動いてくるのかよくわかりませんし、県内にも野生イノシシの目撃情報も出てきております。地元のJAなどからも、今回の対応について、3,000頭以上の大規模な農場には、国から2分の1の裏負担は出ているけれども、中小養豚農家を補填してくれる対策をとってほしいというお話も伺っている中で、今回このように提案をされたということは、私は本当に評価いたします。これは先ほどのリスク管理という意味においても、できる人だけが対策をとればよいというものではなくて、134戸の養豚場が規模の大小にかかわらずに対策を打たなければいけない中で、全ての養豚場が対策を打つことができるということで、私も安心したところであります。

お伺いしますが、今回想定される事業費はどの程度見込まれているのか。そして、もう既に自主的に防護柵を設置して取り組んでいる養豚場もあると思うのですが、そこは遡及して事業の対象とするのか確認させてください。

○村上特命参事兼振興・衛生課長 事業費でございますが、総額で12億1,874万9,000円となっております。それから、事業対象についてでございますが、7月16日以降に発注された方につきましては対象になるといったルールで、国の事業が先行しております。

○菊池畜産課総括課長 補足させていただきます。

全体事業費につきましては、今申し上げたとおりでございますが、全体で113戸の養豚場を想定しております。規模の大小はもちろんでございますが、1農場当たりのフェンスを回す防護柵の長さは大体840メートルぐらいを想定しております。そのときの事業費につきましては、1戸当たり1,000万円と想定しております。なお、特に大きな規模の農場は8キロメートルぐらいとなっております。

○白澤勉委員 遡及適用はないという答弁でよろしいですね。経営力や資金力がある養豚場は、自衛の意味を込めて、そして地域への影響を考慮して率先してやると判断して設置した部分もあると思うのです。大規模の養豚農家は、投資もそれなりの規模になっていると思います。遡及適用については、丁寧に御意見を聞いて、公平、公正を旨とすべきだと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

それから、対策の中で野生イノシシのお話がありました。担当は自然保護課なのかもしれませんが、捕獲対策もしっかりやらなければいけないと思っております。農林水産部として野生イノシシの捕獲対策にもっと踏み込んで、みずからやる部分と、できない部分は環境生活部への働きかけを強めなければいけないと思うのですけれども、対応のお考えをお伺いします。

○藤代農業振興課総括課長 野生イノシシの捕獲対策でございますけれども、本県においては、平成22年に一関市で初めて被害が確認されて以降、平成30年度には10市町村、洋野町でも被害が確認されているのですが、目撃情報は二戸市でも確認されており、県全域で野生イノシシの生息が広がっていると捉えております。

野生イノシシの捕獲につきましては、5年前の平成26年度は県内で47頭捕獲しております。平成30年度は、5倍になります243頭捕獲し、今年度につきましては320頭を捕獲していく計画で、農林水産部で半頭数、環境生活部で半頭数捕獲していく考えで取り組んでいるところでございます。

また、捕獲対策の強化ということでございますが、本県では明治以降、野生イノシシが生息していないということで、捕獲する方に捕獲技術が身につけておらず、ことしの春にICTを使った箱わなを県内9カ所に設置しまして、いろいろ勉強していただいている状況です。野生イノシシはかなり警戒心が強くて、まき餌をしてから3カ月ぐらいしないとわなにかかりません。また、佐藤ケイ子委員の一般質問でも答弁させていただきましたけれども、ことしの冬にドローンを使った調査で、ドローンに赤外線カメラを搭載し、野生

イノシシがどのあたりにいるかという情報を分析いたしまして、わなを仕掛ける、あるいは巻き狩りをするといった形で効率的に野生イノシシを捕まえる取り組みを進めております。

○菊池畜産課総括課長 遡及適用の件について補足させていただきます。

今回の事業でございますが、国が制度化して独立行政法人農畜産業振興機構が事業を行っております。内容につきましては、2分の1の補助ということですが、今回の県の事業は、この独立行政法人農畜産業振興機構のフレームを使いながら、より生産者の方の負担軽減をするということで、県で4分の1の補助という提案をさせていただいているものでございます。この独立行政法人農畜産業振興機構の事業につきましては、緊急につくったもので、ことしの8月に示されたものでございますが、7月16日にさかのぼって適用するというのでありますので、県としましてもこのタイミングに合わせて動くことしております。

ただ、自衛防疫ということで、早い段階で防護柵を設置している養豚場もあるということですが、そういった方々に対しては、丁寧に説明して御理解をいただきながら、県全体として野生イノシシを入れないことを進めてまいりたいと思っております。

○白澤勉委員 ぜひ丁寧に御理解をいただくよう対応していただきたいと思っております。

最後に、予防的ワクチン接種について、今後の手続を確認したいのですが、必要頭数とそれに対する必要量はどのくらいを見込んでいるのか。全国の備蓄の150万回分に対して、11県で消費されるようではございますけれども、本県の見込み数量、そして万が一の場合に、きちんと確保できるようになっているのか、少し気になります。そこら辺の準備というか、未来のリスクに対して確認させてください。

○村上特命参事兼振興・衛生課長 予防的ワクチン接種についてでございますが、委員がお話しされましたように、国の備蓄は150万回分ということでございます。それに現在予防的ワクチン接種地域に推奨された11県には、約130万頭分を促されているようですので、大体1回で使い切ってしまう量だと思っておりますが、国では急いで増産をお願いしていると聞いております。ただ、いつまでに何頭分の増産をするということは、国も公表していない状況ですが、できるだけ急いで要望していきたいと思っております。

○菊池畜産課総括課長 今答弁申し上げたように、既に発生している11県で130万頭ほど豚がおります。そして子豚が生まれてまいりますので、現在国で保管している150万回分のワクチンでは、足りない状況になります。したがって、国では製薬メーカーに対して増産を至急働きかけているところでございますが、県といたしましても国に対して要望を行っております。有事の際にきちんと対応できるようなワクチンの確保を働きかけておりますので、引き続き要望は続けてまいりたいと思っております。

あと、本県の必要数量でございますが、豚の飼養頭数が42万頭でございますので、それに見合う42万回分のワクチンが必要と思っております。

○白澤勉委員 本県の養豚は、全国でも第7位の畜産県であり、畜産額に占める割合も1

割を超過し、300億円と園芸に匹敵するぐらいの規模感だったとっております。そういう意味で、重要な位置を占めておりますので、リスク管理をしっかり徹底していただいて、3,000頭以上の大規模養豚農家もありますけれども、コンパクトなところもあるでしょうから、それぞれの経営状況に応じて丁寧な対応と、しっかりと予防もして、捕獲も進めて、鳥獣被害対策もありますので、あわせて野生イノシシ対策に取り組んでいただければと思います。

○**工藤勝博委員** 私も野生イノシシの動向についてお伺いしたいと思います。去年野生イノシシから豚コレラが発生したのは、岐阜県の畜産試験場ということでびっくりしました。そういう状況の中ですけれども、徐々に関東周辺にまで広がったということ。紛れもなく東北地方にも来ると思いますので、想定しながら対策をとらなければならないと思っています。

この防護柵は、確かに有効な手段だと思いますけれども、それ以前に本県における野生イノシシの分布からしっかりと把握しておかないと、対策が追いつかないのではないかと思います。熊の被害や目撃情報は毎日、新聞に載っています。そういうことも利用し、目撃情報をしっかりと捉えながら生息地域、生息数を把握すべきだと思います。

先ほどお話もありましたが、わずか数年の間に飛躍的に野生イノシシはふえている。繁殖力が旺盛な野生イノシシですので、捕獲もしていかないと、対策は追いつかないと思いますけれども、その辺の考えを含めてお願いします。

○**藤代農業振興課総括課長** 野生イノシシの分布、生息の状況ということでございますけれども、鹿につきましては年間1万頭以上捕獲することとしております。これは平成24年時点で4万頭ぐらい生息しているという調査結果をもとに、平成35年までに半減させるということで設定しております。野生イノシシについては、委員御指摘のとおり、今時点で生息域がどういう状況になっているのか、わかっていない状況でありますので、環境生活部と議論しながら、どういった調査が可能か検討していきたいと考えております。

○**工藤勝博委員** 野生イノシシは、積雪地帯にはいないものと思っていました。それが地球温暖化のせいか、野生イノシシも生活の糧を得てふえていると思います。野生イノシシもジビエ等を考えれば資源にもなるということもあります。いろいろな角度から生息数をしっかり押さえながら、豚コレラの拡大につながらない対策をお願いしたいと思います。

インバウンドの関係については、恐らくアフリカ豚コレラはさらに致死率の高いウイルスを持っています。外国人が多く来日していますので、しっかりと水際防止といいますか、検疫をきちんとするように国も含めて働きかけないと難しいと思います。

ニュージーランドでは、北から南に移動する際にも全て税関で検査しています。それだけ検疫にはしっかりと対応をとっております。ですから、岩手県だけでは無理だと思いますけれども、そういう対策もあるのではないかと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

○**高田一郎委員** 岐阜県で昨年9月に発生したときに、これは大変なことが起きたという

ことを感じていました。新聞では、埼玉県が9月補正予算に殺処分や経営支援策、防疫対策など10億6,400万円を措置したと報道されています。また、既に殺処分されている自治体では、自衛隊員も駆けつけて応援していると聞きます。逃げる豚を押さえて殺処分するということに対して、自衛隊員がメンタル的にまいっているということも報道されており、岩手県に侵入させないという本当に強い決意のもとで取り組まなければならないと思います。

きょうは上田部長がまだ答弁していないので、その決意のほどをお伺いしたいと思います。

○**上田農林水産部長** 豚コレラでございしますが、昨年9月に岐阜県で発生して以来、蔓延の速度が非常に速く、東海地方にとどまるという認識であったにもかかわらず、今では関東地方まで来ております。東北地方まで蔓延いたしますとほぼ全ての豚が殺処分されるということになります。本県における養豚産業は非常にウエートが高く、また大規模な農場が多いものですから、雇用に関しても大きな役割を果たしております。豚コレラが岩手県に入ってしまった場合、その影響は、はかり知れないものと思っております。それを防ぐために、全力で取り組んでまいる所存であり、今回追加議案で防護柵についての県単独の予算措置を提案しておりますけれども、引き続きそれ以外の措置も迅速に対応していきたいと思っておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○**高田一郎委員** 防護柵設置の予算ですけれども、これは東北地方で初めての対応だということで、本当に機敏な対応をしていただいたと思っております。

先ほどの質疑でも、全ての農場で対応できる方法だとお聞きしました。ただ、これがどれだけ可及的速やかに設置されるのか。台風第19号災害で大変な被害を受けて、災害復旧を早く進めたいが、重機がなかなか確保できないという話もされています。新聞報道では一般社団法人岩手県建設業協会が福島県や宮城県、また関東地方まで引っ張られているという動きもあります。そういう中での防護柵の設置ですが、できれば年度内にでも設置してもらいたい思いでありますけれども、業者との関係、見通しがどうなのかということをお聞きします。

○**菊池畜産課総括課長** 委員御指摘のとおり、1カ月もすれば雪も降ります。そういった中で、年度内の設置に向けて関係機関と連携しながら、全ての農場に対して進行管理や確認をしながら進めております。資材メーカー等からも、資材が足りなくなるという話は聞いておりませんので、計画的に年度内の施工、設置に向けて進めてまいりたいと考えております。

○**高田一郎委員** 重機の手配の問題もあると思うのですが、いかがですか。

○**菊池畜産課総括課長** 今回の事業につきましては、自力施工も可能でございますので、対応できる農場については、極力お願いしております。現に既に資材を購入して、施工は自分でやっている農場もございします。重機等の協力もいただきながら、計画的に進めてまいりたいと考えております。

○高田一郎委員 関係機関と連携をとって、可及的速やかに対応していただきたいと思いをします。

予防的ワクチン接種の考え方についてお聞きしたいと思います。先ほど小岩技監からは、関東地方の主要なところで発生した場合に、タイミングを見て対応するということでありました。しかし、最近国の豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更が出されました。予防的ワクチン接種は原則行わないというのが国の考え方です。理由は、さまざまな課題があるからと前置きしております。そして、野生イノシシにおける豚コレラ発生が継続的に確認された場合等、衛生管理の徹底のみによっては、豚等における感染防止が困難と認められた場合とされておりますので、この表現を見ると千葉県や群馬県で発生しても、すぐには対応しませんという中身だと思っております。やはり弾力的な対応を国にしっかりと求めていかないと、宮城県は推奨地域に指定されても、岩手県には来ないということですから、国の予防的ワクチン接種の考え方をただしていく取り組みが必要だと思っておりますけれども、その辺はいかがですか。

○小岩技監兼農政担当技監兼県産米戦略室長 ただいま委員から御紹介のありました豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針については、私も理解しております。現に推奨地域に入っていない複数の県が、国に対して予防的ワクチン接種を要望しているという事実があるということも承知をしております。私どもといたしましては、先ほど申し上げたターニングポイントのときに、県単独なのか、あるいは東北地方で一緒になってなのか、いろいろ方法はあるかと思っておりますけれども、国に強く働きかけながら、予防的ワクチン接種が速やかにできるよう、道筋を今から考えていきたいと思っております。

指針は理解しておりますけれども、事態はどんどん動いておりますので、それに臨機応変に対応する必要があります。単独あるいは連合で、国に物を申す取り組みもしていかなければいけないと考えております。

○高田一郎委員 最後にしますけれども、今度の豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の見直しは、3点強調しているのです。一つ目は発生予防、二つ目は早期発見、三つ目は発生後の初動対応ということです。発生した後の初動対応もしっかりやらなければだめだということも載ってまして、3日間以内に殺処分しなければならないこと、豚を処分する場所、予防的ワクチン接種にしても獣医師がみんなやれるわけではないため、きちんと対応できる特定獣医師の体制など、さまざまな課題があると思っておりますけれども、その点はしっかりと管理されているのでしょうか。

○村上特命参事兼振興・衛生課長 初動防疫につきましては、食の安全安心関係危機管理対応指針に基づきまして検査を進める中で、万が一鳥インフルエンザや口蹄疫という伝染病が発生した場合には、県職員最大630名で対応するという組織づくりをしています。常時そういう体制になっております。発生があった場合は順次検査結果に応じながら、速やかに対応できる体制づくりをしています。

○菊池畜産課総括課長 体制につきましては、これから鳥インフルエンザの時期になります。

すけれども、鳥インフルエンザに対応するため毎年度 630 名の体制を構築しております。随時班長を指定して、有事の際にどのように動けばいいのかという研修を行っております。その中で、豚コレラの研修も行っておりますので、体制ができているものでございます。

県職員だけでは大規模な農場の殺処分等に対応する人員は足りなくなります。これまで他県で伝染病が発生した場合、本県の家畜保健衛生所の職員が応援に行っておりますので、他県にも応援を求めながら、速やかに防疫体制を進めてまいりたいと思っております。

自衛隊につきましては、殺処分はできないのですけれども、死んだ豚を運び出す作業や、埋却の作業などについての御支援をいただくことになろうかと思っておりますので、有事の際は連携しながら進めていきたいと思っております。

○吉田敬子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

この際、執行部から台風第 19 号に伴う農林水産部の対応状況について、ほか 1 件について発言を求められておりますので、これを許します。

○佐藤理事兼副部長兼農林水産企画室長 今般の台風第 19 号災害に係る農林水産部関係の被害状況等につきまして、お手元に配付いたしました資料で御報告いたします。

10 月 13 日未明にかけまして本県に最接近いたしました台風第 19 号でございますが、県内で初めての大雨特別警報が発令され、沿岸部を中心に記録的な大雨となり、各地で大規模な浸水や土砂崩れの発生などにより、農林水産関係の施設等に甚大な被害をもたらしたところでございます。本日午前 6 時現在の農林水産関係の被害額は、2 ページ目の最下段になりますが、合計欄、約 48 億円ということになっております。

1 ページにお戻りいただきまして、被害の概要等につきまして御説明をさせていただきます。農業関係では、園芸施設の破損や飼料作物等の冠水、リンゴの落果、農地への土砂流入や畦畔崩落、農業用施設の破損などによりまして、被害額は約 8 億 6,000 万円になっております。林業関係では、林道ののり面崩壊や林産施設の浸水、2 ページに参りまして、ほだ木の流出、山腹崩壊などにより、被害額は約 27 億 9,000 万円となっております。水産関係でございますが、サケ・マスふ化場等の浸水、破損、定置網、サケ採捕場等の破損、

カキ、ホタテ等の落下被害などにより、被害額は約4億5,000万円となっております。漁港施設関係では、浮棧橋の損壊や漁港施設への土砂流入、臨港道路の破損、ケーソンの滑動などにより、被害額は約6億8,000万円となっております。

3ページをお開きいただきまして、県の対応状況でございますが、台風接近前の10月10日には、農作物被害の軽減に向けまして、臨時の農作物技術情報の提供を行いましたほか、農業共済団体への共済金の早期支払い体制の確立などにつきまして要請するとともに、国や市町村等と連携し、被害状況の早期把握に努めたところでございます。また、被害を受けた農林水産業者の生産活動の継続や再開に向けまして、10月15日に広域振興局や農業改良普及センターなど33公所に経営相談窓口を設置したところでございます。

県といたしましては、引き続き被害の全容把握を急ぐとともに、災害復旧事業を基本といたしまして、復旧に必要な予算の確保について国へ働きかけるなど、被災地のニーズにきめ細かに対応しながら、一日も早い復旧、復興に向け、全力を挙げて取り組んでまいります。

○高橋林業振興課総括課長 岩手県県産木材等利用促進条例に基づく県産木材等の利用の促進に関する計画の策定について御説明をいたします。

お手元に配付しております資料をごらんください。1ページ、1の条例の概要でございますが、この条例は平成31年2月県議会定例会に議員発議され、平成31年3月26日に可決、公布、4月1日に施行されたものです。

この条例の目的は、県産木材等の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって森林の有する多面的機能の持続的な発揮並びに林業及び木材産業の健全な発展による本県の経済の活性化並びに県民の豊かな暮らしの実現に寄与することとされております。

また、第11条で、知事は、県産木材等の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県産木材等の利用の促進に関する計画を策定するものとする規定されております。このことから、この規定に基づき、県が計画を策定しようとするものです。

条例の概要につきまして、添付の資料で御説明いたします。2ページ目、カラーの資料、岩手県県産木材等利用促進条例のあらましをごらんください。まず、前文でございますが、制定の趣旨といたしまして、木材をさまざまな用途に有効活用することは、地域の林業及び木材産業の振興、経済の活性化につながるとともに、適切な森林整備を通じて地球温暖化防止や循環型社会の形成に貢献することから、岩手県ならではの施策を展開し、関係者が一体となって県産木材等の利用を進めていくことが記述されております。

第1条には目的、第2条に定義、第3条には基本理念が規定されており、第3条では県産木材等の利用の促進は、森林が有する多面的機能が持続的に発揮されることや、県民の快適な生活環境の形成、地球温暖化の防止及び循環型社会の形成に資するよう行われること等といった理念が掲げられております。

3ページをごらんください。次に、第4条から第10条まで、関係者の責務や役割などが規定されております。県の責務は第4条で、総合的な施策の策定と実施、関係者との協働、

国への施策提言を担うこととされております。そのほか第5条以下で、市町村への支援、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、県民等の役割がそれぞれ規定されております。

第11条から第17条には、主要な施策が規定されております。まず、第11条は、先ほど御説明申し上げました計画の策定について規定したものでございます。第12条から第16条には、県産木材の安定供給や利用の促進、県の率先利用等の県が講ずるよう努めるべき施策について規定されております。第17条には、県産木材等利用推進月間を10月に設定することが規定されております。

次に、第18条から第20条には、施策の推進体制の整備等について規定されております。

以上、条例の内容について簡単に御説明いたしました。

1枚目、レジュメの資料に戻っていただきます。2の条例に基づく県計画の内容につきまして、条例第11条第2項では、県計画に次の四つの事項を定めるものと規定されております。1、県産木材等の利用の促進に関する施策に関する基本的事項、2、県産木材等の利用の目標、3、県産木材等の適切な供給の確保に関する基本的事項、4、その他県産木材等の利用の促進に関し必要な事項でございます。

次に、3の計画策定の進め方についてですが、計画策定に当たっては外部有識者等で構成する岩手県県産木材等利用促進計画策定検討委員会を7月に設置し、令和元年度中に県議会の承認をいただき、計画を策定することで検討を進めております。この検討委員会の構成は、条例において役割が明記されている先ほど申し上げましたような団体や、市町村の代表として市長会、町村会等で構成しております。

最後に、4の計画策定のスケジュールですが、これまで検討会議を3回開催し、検討を行っているところです。今回は、12月議会での計画の中間案の報告、パブリックコメントの実施などを経て、令和2年2月県議会定例会で承認議案として上程することを目標に検討を進めてまいります。

以上で、岩手県県産木材等利用促進条例に基づく県産木材等の利用の促進に関する計画の策定について説明を終わります。

○吉田敬子委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○白澤勉委員 まず、台風第19号に伴う農林水産部の対応状況ということで、49億円の被害状況を伺いました。午前中もお話ししましたが、きのうも普代村、田野畑村の現地を見ながら、改めて今回の台風第19号被害の状況について調査させていただきました。今回の場合、河川の氾濫というよりは、山からの土砂の流出が家屋や、さまざまな施設に被害を及ぼしているという状況でございました。道路の寸断もありました。

県土整備部で土砂災害の危険箇所を指定しながら、国土強靱化のハード対策やソフト対策も含めやっておりますが、農林水産部として治山対策の取り組み、治山対策の実施状況と今年度の予定はどのような状況になっているのか、まずはお伺いいたします。

○西島森林保全課総括課長 台風第19号災害を受けまして、県の治山事業の進め方とい

うお話かと思えますけれども、県では昭和 47 年に山地災害危険地区の県内各地を、国の調査基準に基づき調査いたしまして、災害等が発生した場合に随時点検し直しながら、全県で 3,776 地区の整備に取り組んできたところでございます。毎年治山事業で、大体 60 カ所ほど取り組んでいるところでございます。

○白澤勉委員 毎年 60 カ所ほど取り組んでいるということでしたが、1 カ所当たりどのくらいの工期になっているのか。山地災害危険地区が 3,776 カ所ということですが、指定の状況と進捗状況をお伺いします。

○西島森林保全課総括課長 治山事業につきましては、例えば復旧治山や予防治山、規模の小さいものにつきましては県単独の治山事業など、それぞれ現地の状況に応じて実施しております。

期間につきましては、軽微なものにつきましては 1 年で終わるものもあれば、先ほど 60 カ所と申しましたけれども、一つの地区を複数年にわたってやるケースもございます。山地災害危険地区で県内 3,776 カ所ほど把握しておりますが、その中で地区として何年かけて整備していくという事業の進め方をやっております。例えば 1 地区に 3 基治山ダムをつくる場合も 1 カ所ずつ毎年つくっていくような進め方です。緊急性が生じれば 2 基つくるなど、そういうやり方で工事を進めていくという形になります。

県全体での進捗状況ということですが、先ほど申し上げた事業の進め方の背景もございまして、着手率で把握しております。3,776 カ所のうち治山では地区として完成したものが 890 カ所、そして現在一部完成というのが 1,166 カ所ということで、着手したものは合計 2,056 カ所でございます。整備着手率としての数値では 54%ほどということで、毎年着実に進めていくということで取り組んでおります。

○白澤勉委員 土砂災害危険箇所もいろいろ指定しながらやっているようですが、進捗率は 1 割だったと記憶しております。そういう中で、この山地災害危険地区の着手率は、高いというのが率直な印象でございました。高いか低いかは別にしても、着実に進めていく必要がありますし、今後ハード事業を含めた対策についても、最近の大雨洪水は 10 年に 1 度と言われているような雨の降り方ですし、頻度も非常に高くなってきていると思いますので、よろしく願います。

山地災害危険地区も 3 種類ぐらい、崩壊、土砂流出、山崩れとあるようですが、本県沿岸部の山地災害危険地区の特徴、内陸とはまた違うのか、そしてそれに対する取り組み方針を、もう一度願います。

○西島森林保全課総括課長 山地災害危険地区にかかる工事の種類というお尋ねかと思えますけれども、大きく分けますと五つとなります。一つは地すべりになります。あとは山腹崩壊、崩壊土砂流出、雪崩ですが、準用する地区についてはほとんどありません。

一番多いのは、今回の台風第 19 号災害でも見られましたような、崩壊土砂流出が大変多くて 2,686 地区と大半を占めている状況でございます。全体的に崩壊土砂流出の対策が中心になると感じております。

○白澤勉委員 この崩壊土砂流出対策事業費は、県が希望するぐらい順調に確保されてきているのか、国への要望に対して順調にいらっていると捉えていいのか、大変厳しい状況なのか、そこら辺の感触をお願いします。

○西島森林保全課総括課長 治山事業関連は、毎年約 20 億円程度の予算で実施しております。幾らでもいただけるのであればいただきたいわけですが、計画的に進めるには、各市町村から要望が上がってまいりますので、国には必要な額を要望しております。今のところは、比較的必要な額を確保していただいているのではないかと感じております。

また、先ほど沿岸地区の取り組みについてお話がありましたけれども、沿岸地区の普代村も、土砂の流出が非常に激しかったので、本当に海岸の際であれば崩落とかいったものの対策をやっております。

○白澤勉委員 私は、県の役割において、国土強靱化では、まず治水対策、そして治山対策をしっかりと行って、安全な基盤というか、国土保全をやっていく使命があると思います。ぜひ農林水産部としても、国土強靱化に向けてしっかりと取り組んでいただきたいと思いません。

○高田一郎委員 台風第 19 号災害ですけれども、現地に行って、大変な被害だと感じてきました。東日本大震災津波で住宅が全壊し、6 年前に再建したばかりで、また今回被害を受けた。本当に助けてくださいという訴えもされました。なりわいも、平成 28 年台風第 10 号に続き 2 度目、東日本大震災津波に続き 2 度目という被害がふえて、本当に県が全力を挙げて取り組んでいただきたいと思いません。

特にサケ漁のピークを迎える中での大きな被害だったと思っております。サケの稚魚については、来春、震災前の水準となる 4 億尾の放流を予定しておりましたけれども、これがどうなるのかという見通しについて、漁業関係者の大きな不安でもあると思うのですが、どんな状況なのでしょうか。

○石田水産担当技監兼水産振興課総括課長 サケについては、10 月から来遊シーズンが始まりまして、本県の場合は 11 月中旬から 12 月上旬が来遊のピークになります。今回の台風第 19 号被害で、サケ・マスの多くのふ化場で、捕獲場の被災が非常に多かったというのが 1 点。それから、宮古市重茂地区のふ化場が河川の氾濫によって、現在一部機能が停止している状況となっております。

まず、河川での捕獲場の整備を各ふ化場で応急復旧ということで、川に上ってきたサケをとって、それから卵がとれる体制を急ぎ進めているところでございます。

それから、大きく被災しました宮古市重茂地区のふ化場につきましては、河川の護岸の工事もございまして、その工事の関係でどのように復旧するか、あるいはどういう事業を導入するかということを現地で検討中でございます。

今後のサケ資源の造成、ことしの卵や来年放流する稚魚の確保につきましては、全体でどの程度捕獲できるかまだはっきり見えていないところがありますので、まずはこのシーズン全体の漁模様を見ること、それから各ふ化場で必要なサケの卵や稚魚が確保できない

場合には、各ふ化場間が連携して、ことし県全体の目標としています4億尾の稚魚、春に放流する数量の確保に向けて進めていきたいと考えております。

○高田一郎委員 宮古市重茂地区のふ化場を私も見に行ってきたのですが、かなり傾いて、全部直さなければならないというお話もされて、本当に東日本大震災津波並みの支援をお願いしたいという要請をされてきました。

それで、重機がなかなか被災地に来ないというお話もされましたし、新聞でも一部報道がされておりました。復旧がおくれればおくれるほど、稚魚の育成にも大きな影響が出てくると思うのです。先ほどもお話があったように、内陸部も大きな被害を受けて、また建設業協会全体が宮城県、福島県や関東地方、そういった方向に行くのではないかという懸念もあります。

こういった業界との連携や、人的支援について山田町長とお話ししたときに、東日本大震災津波で支援を受けた自治体が被害を受けており、とても応援要請できないというお話もされました。現地の状況を見ると、災害の査定など、さまざまな人的支援も必要だと感じてきました。復旧の取り組み、それから人的な体制支援に全力を挙げてほしいと思うのですけれども、この辺いかがでしょう。

○石田水産担当技監兼水産振興課総括課長 サケのふ化場関連の復旧につきましては、先ほど申しましたように、河川の捕獲場の応急復旧でございます。これから遡上のピークを迎えてきますサケの親をしっかりと確保するために、沿岸広域振興局を中心に普及指導員が全ふ化場へ指導に入っております。現在のふ化場の復旧状況を逐一確認しながら、今月中までに大丈夫、来月の初めまで大丈夫というようなタイムラインでしっかり復旧の状況を確認して、必要な支援策を指導しているところです。

もう一つ、各ふ化場の応急復旧、自力復旧も含めて、重機が入らなければいけない箇所も幾つかございますので、地域の建設業協会、あるいは既に復旧工事をやられている業界がございまして、御相談しながら、お手伝いしていただけたところを探している状況になっていると思いますので、あらゆる手を尽くして、サケの捕獲を第一に考えて取り組んでいきたいと考えております。

○佐藤理事兼副部長兼農林水産企画室長 市町村からの人員の関係でございます。広域振興局が被災各市町村と情報交換を行っております、それを一元的に県の災害対策本部で取りまとめを行っております。各市町村からさまざまなニーズを拾っております、例えば土木職や林学職の不足があるとか、それからボランティアの関係で応援を求めたいといった要請を受けております。該当する部局に今の状況をバックしてもらっておりますので、どのような対応ができるのか県といたしましてもできるだけ市町村に寄り添って対応を進めていきたいと考えております。

○高田一郎委員 東日本大震災津波から8年7カ月が経過し、被災地では復興が見えてきたという矢先の台風災害でありますので、本当に心が折れているという話もありました。農林水産関係は、被害の全容もまだまだこれからということになりますので、しっかり把

握すると同時に、なりわいの再生に向けて、県を挙げて、全力で取り組んでいただきたいと思います。

次に、農業経営法人化支援総合事業について、農業協同組合中央会の要望の中にもありました。国の実施要項の一部改正で、法人の立ち上げのときの支援金 40 万円が来るかどうか心配だという声が広がっている状況で、私の地元でもそういう声が出ております。県内の法人は今年度どの程度あるのかその辺の全体像を示していただきたい。

○藤代農業振興課総括課長 国の農業経営法人化支援総合事業についてでございますけれども、県と岩手県農業協同組合中央会でいわて農業経営相談センターを設置しているのですが、これについては集落営農組織等が経営相談をして、法人化に移行した際に、国で 1 経営体当たり 40 万円を補助する事業でございます。

昨年度実績ですと 13 法人がこの事業を活用して、国の支援を受けております。今年度も支援を受けたいということで動いているのですけれども、今年度からは、委員から御指摘もありましたけれども、国の実施要綱が変わりまして、これまでは単に法人化をすれば、補助金がおりましたが、その中で農地利用集積に寄与する活動をした際に、さらに補助金がおけるといことで、優先づけが変わってきたところでございます。県内ではこれまでのところ 1 経営体について、補助金の活用を見込んでいたところですが、今時点で補助が受けられないという状況と承知しております。

この事業につきましては、年 2 回交付申請が行われておりまして、上期分については終了しております。下期の申し込みが始まっておりますので、下期で支援が受けられるように今手続を進めておりますし、上期で支援が受けられなかった法人につきましては、国で優先採択の要件にしております農地利用集積について、市町村も協力して環境が整うように動いております。下期については一定程度条件が整ってくるのではないかと見込んでいるところでございます。

○高田一郎委員 国も 10 年間で法人経営体を 5 万経営体にすると訴えておきながら、条件をクリアしているにもかかわらず、勝手に要綱を変えているので、私の地元も大変困惑しております。これは、一部要綱が改正されたから難しいということなのか、あるいはいろいろな工夫で対応できるものなのか、できない場合は県が何らかの対応をするのか、その辺のところをお示しいただきたい。

○藤代農業振興課総括課長 農地利用集積に寄与する活動につきましては、市町村で農地利用規程をつくりまして、その中でこれから法人化しようという組織が農地利用規程に位置づけられた団体になることが条件となっており、優先度を上げるための条件とされているものです。過去に、所得保障や、あるいは農地中間管理事業が始まる時は、農地利用規程が整備されていますので、上期にもらえなかったところ以外は一定程度対象になってくるのではないかと思います。もらえなかったところについては、市町村で農地利用規程の整備や、団体を計画に位置づける動きをしておりますので、ある程度対象になるのではないかと見込んでおります。

○高田一郎委員 法人を立ち上げるということは大変なことです。県、市町村、農業協同組合なんかから協力をもらってかなり頑張っていますが、初めてのことで大変です。登記のことを初めお金もかかるのです。ですから、この補助金が出なくなると大変なことが起きかねませんので、ぜひしっかりと支援をして、40万円支給できるように取り組んでいただきたいと思います。

最後に遠野市小友町のメガソーラー建設現場から泥水が付近の河川に流入した問題で、住民から厳しい声が上がっていると新聞報道されております。この問題についてお聞きしたいと思います。同じようなことが私の住む一関市でもありました。先日の雨で厳美溪の散策路が流されたのは、上流に建設途上のメガソーラーのせいではないかという声が寄せられています。報道でしか知る由はないのですけれども、住民説明会をしたときに、土砂流出を防ぐために設置した調整池などが十分に機能しなかったというものです。県の林地開発許可制度実施要綱を基準としてつくったけれども、機能しなかったという報道がされています。これは、遠野市の担当者がそういう話をしたということですが、県も同じ認識ですか。

○西島森林保全課総括課長 ただいま委員からお話があった新聞記事については、私も拝見いたしました。早速、遠野市に確認しましたところ、我々がもとにしている森林法に基づく技術基準に適合したものではないことが確認されましたので、遠野市に対しては抗議させていただきました。

遠野市小友町のメガソーラー建設現場はいわゆる林地ではないので、県の基準に従いまして指導あるいは審査はしておりませんが、遠野市で現在指導しているという話は聞いておりますけれども、今回新聞記事にあったような林地開発の基準に沿った指導の事実はないと認識しています。

○高田一郎委員 そうしますと、県の林地開発許可制度実施要綱に基づいて調整池などを整備するのですけれども、そのとおりの工事が行われなかったということですか。

○西島森林保全課総括課長 全てを聞いたわけではございませんが、事例といたしまして、洪水調整池等の防災施設については、30年確率で計算した上で設置しているのですが、遠野市の調整池は10年で計算したということできちんとした基準に従った審査ではなかったと聞いております。

○高田一郎委員 林地開発許可制度実施要綱に基づいて県がゴーサインを出して、工事が始まったわけですね。

○西島森林保全課総括課長 違います。最初に申し上げましたとおり、今回の遠野市小友町の事案は林地開発の対象とならないために、全く国や県ではかかわりがないということになります。

どの程度のニュアンスを新聞で拾われたのかということもあるとは思いますが、単純に林地開発の基準に合う項目だけをなぞったものなのか、あるいはその言葉尻をとらえて記事になったのか、その辺についての真偽は確認しておりません。

○高田一郎委員 こういった問題が各地で起きているのです。森林法に基づく林地開発許可申請をすれば、もうそこは森林法が及ばなくて、20年後に土地を返す時に、そこに植林をする義務も発生しないという、大規模なメガソーラーがどんどんつくれるような森林法になっているのです。

以前、岩手県内の森林の林地開発許可申請がどのぐらいになっているか聞いたときには、1,000ヘクタール近くになっているということを知りました。その後具体的にどうなっているのかお聞きします。

森林法に基づく林地開発許可のあり方というのは、岩手県だけで対応できる問題ではないですけれども、見直していくべきではないかと思うのです。ドイツの状況を調べてみたら、ドイツは森林にもメガソーラー開発ができるのです。ただ、メガソーラーを開発した分の6倍以上の植林を義務づけられている。そして供託金も払って、途中で倒産した場合には供託金を使って、国の責任で植林をするというものです。だから、森林でのメガソーラーの開発が進んでいないのです。景観を壊しますし、さまざまな問題も発生しておりますので、森林法のあり方というものを考えていかなければならないと思うのですが、県の考え方をお伺いします。

○西島森林保全課総括課長 委員からお話があった1,000ヘクタールほどというのは、太陽光発電に係るものという理解で御説明いたしますと、現時点の林地開発許可案件は50件、面積にして約770ヘクタールとなっております。

また、ドイツの事例を御紹介いただきましたけれども、やはり全国各地で林地開発、メガソーラーの建設に対していろいろなトラブルが出てきておまして、国ではそのあり方の検討会も設けて、考え方の整理を行っていることも伝え聞いております。適正な森林の開発が行われるように、きちんとした指導を継続してやってまいりたいと考えております。

○武田哲委員 災害対応についてお伺いしたいと思います。

きのう被災地を回ってまいりましたが、ふ化場の人たちから特に言われたのは、津波の不安と、山からの不安もあり、原状復旧ではなくて改良復旧を望むということだったのです。さらにしっかりとしたものをつくってもらいたいという話でした。

今回の災害対応では、原状復旧ではなくて、しっかりとした対応を考えた改良復旧に、もっと踏み込んでやっていかなければ、生産意欲も湧いていかない、そして暮らしていくにも不安が生じるということが出てくると思います。その点の御所見をお伺いします。

○石田水産担当技監兼水産振興課総括課長 ただいまお話のありました宮古市重茂地区のふ化場の関係ですけれども、これからどういう復旧の仕方をしていくかについては、現地といろいろ御相談しなければいけないと思います。ふ化場は重茂川の川沿いにございますので、そのままの形で原形復旧すると再発するのではないかという懸念は現地にもありますし、私どもも思っているところがございます。これを機能強化したり、一部強化するような再発しないような仕組みで何とか工事を進めて、強い施設にしていくという考え方を進める方向がいいだろうと現地とは相談しております。

ただこれに際して、どのような支援措置がとれるかにつきまして、現在ある国の支援制度は、使い勝手がいい部分、悪い部分がございますので、国に対して要件を緩和していただくとか、もう少し手厚い補助率にさせていただくとか、そのような要望も含めて、これから急ぎ検討してまいりたいと思います。どのような復旧の仕方をしていくか、またそれに合わせた支援策をどう国から引き出していくかという二つの考え方を現地とも相談しながら進めていきたいと思いますので、再発しないような強い施設を今後つくっていくという方向で考えたいと思います。

○**武田哲委員** 沿岸部の方々は、これからの生産意欲もそうですし、そして暮らしの安全面でも、本当にいろいろな不安を抱えて暮らしているとひしひしと感じましたので、しっかりとした対応をお願いしたいと思います。

次に、月刊農業普及の休刊についてお伺いします。本日、ここに来られている皆様の中にも普及誌の記事を書かれていた方がいると思います。そのいろいろな思い出があると思うのですけれども、今回普及誌が休刊に至った経緯、その点をまず御説明いただければと思います。

○**菊池農業普及技術課総括課長** 農業普及誌の発行状況、それから休刊に至った状況でございますけれども、月刊農業普及という雑誌がございます。これは、県の農業普及員が組織する普及会が自主的に発行している月刊誌でございます。創刊は農業改良普及事業が始まりました昭和二十五、六年ごろから発行しているものでございます。全国的にこういった農業情報を農業者に直接伝える手段として、紙媒体で発行してきております。発行後70年ぐらいたつのですけれども、その間農業者の数が減ってきたということと、それから紙媒体からインターネットに推移してきまして、各県とも廃刊という形に移ってきたところであります。東北の状況を見ますと、岩手県だけが最後に残っておりまして、全国で見ますと岩手県を含め5道県が発行している状況でございます。

廃刊に至った直接的な原因は、発行部数が減ったということですが、県としてもなるべく本の値段を下げるために、例えばスポンサーをとりながら協力を仰いでいたのですが、発行部数の減少と合わせまして、普及誌でのコマーシャル効果が見込めないということでスポンサーがおりられまして、単年度収支で赤字が続く状況で、今回やむなく廃刊という状況になったものです。

廃刊後の対応でございますけれども、インターネットの環境が整ってきていることもございまして、県のホームページに掲載したり、農業関係でありますとアグリベンチャーネットという農業関係だけのホームページをつくっております。この中で農業普及に掲載してある記事の技術情報などを同時に掲載している状況でありました。

しかしながら、直接農業者の方々に伝わっているのかといいますと、必ずしも十分行き渡っていない状況もありましたので、今回の廃刊の見直しと合わせまして、インターネット、最近たくさんの方が使われていますSNS、例えばフェイスブックとの連動性を高めまして、必要な人には直接情報が行く、深く読みたい方には深く検索できるシステムをつ

くり直そうということで準備しておりました、これまでの読者の方々に御迷惑がかからない形で情報提供を継続していきたいと考えております。

○**武田哲委員** 私も農業普及員の方々からさまざまな指導を受けて、農業者として何とか生計を立ててきたのですけれども、一番大切なことは、やはり対面して話をすること、そしてその中でお互いの人となりを知り、自分が本当は心の中で思っていることとか、将来描く夢といったことまで含めて話せる間柄になるからこそ、さまざまな技術が伸びていくと思うのです。インターネットで検索してくださいという話ではないと思います。

あわせてJAも今各支所が統合され、そして営農機関も随分と小さくなってきましたし、職員の業務もふえて、JAはこの後どこに進んでいくのだろうと思います。

そうした中で、やはり県が率先して、JAとも一緒になって技術をもっともっと普及していく必要がある。午前中にも説明がありました3年間の事業だとか、そういったいろいろな情報や農家のためにやろうとしていることが届いていなかったりするのです。そのときに、農家の人と会って話す、そういった場面が少なくなっているということはすごくもったいない話だと思います。ましてや農業普及員の方々も人に対して指導する経験というのは物すごく大事だと思うのですけれども、経験を積む場面がなくなっていくことに対して、どのように考えていらっしゃるのかお伺いします。

○**菊池農業普及技術課総括課長** 農業普及員の指導のあり方ということだと思いますけれども、委員がおっしゃったとおり、農業普及員に求められる資質の一つに、農家の方とのコミュニケーション能力、コミュニケーションを通じて問題点を引き出す能力が高く求められております。研修の中で、そういったものを高めてきたのですけれども、やはり仕事の進め方、農業普及員の仕事の進め方を変えていかなければ、抜本的な対策にはならないだろうということで、昨年度普及組織の見直しを行いました。農業構造が農業専業でやっている大きな経営体と、地域でまとまって産地としてやっている方と、大きく二つに分かれています。極端に言うと大きな経営体がふえているということでもあるのですけれども、そういったことに対応していくために、大きな経営体を重点的に当たる経営指導課というのをつくりました。これは、農業普及員、農業改良普及センターが地域の市町村あるいは農業協同組合と相談しながら、中核となっていく個別の経営体を重点指導対象農家として洗い出しまして、それらの方々に改めてそれぞれの経営課題や、経営目標を個別に聞き取って、これまでの普及活動と同じように深く入りながら、課題を解決していこうという取り組みを始めたところです。必要に応じて、農業協同組合中央会の専門家などの協力も得ながら、経営アップするための法人化といったものを直接的に支援していきたいと思っております。

一方で、これまでどおり部会活動を中心として農業協同組合と一緒に底上げもしなければならぬと考えております。しかしながら、こういった二極体制にしたものですから、必ずしもこれまでと同じようにはならないと思っております、具体的には各産地に農業協同組合の部会がありますので、もう一度改めて部会と農業協同組合と、そして普及員が

3者で、協力し合いながら産地づくりを考えながら達成していくということで経営指導課、産地育成課という二つの課をつくったということです。

あわせて、新規就農者や市町村の農業施策上の課題を一緒に解決していくための地域指導課をつくりまして、それぞれの課がミッションを明確にしながら、変わってきている農業構造に対応していくように今年度から走り始めましたので、この体制をしっかりと伸ばしていきたいと思っています。

○武田哲委員 農業普及員と農家の人たちとの間柄というのは、定年して農家に戻られる方、あるいはIターンで来る人、新規就農者、さまざまな状況の中でいろいろな農家の人たちが育っていくのだと思います。農業というのは、技術集団の集まりですので、その中でいろいろな技術が生まれ、これまでも普及されてきたのだと思います。大きな経営体をつくるのが大事なのもわかるのですけれども、ほかにも農業を志す人をどうやって育てていくかが一番大事だと思いますので、3反歩、5反歩の農家の人たちの意見も同じように一緒に育てていって、この岩手県のよさをしっかりと伝えていただける環境をつくっていただけるよう望みます。

今収穫の秋を迎えております。米であれば全国で売られていくと思いますけれども、これから注目していかなければならないのは、農産物の輸出だと思っています。輸出農産物に関しては伸びているというお話ではありましたが、いろいろな国で食べる米の好きな種類や料理も違うと思います。その国で暮らしている邦人に対して売ろうとしているのか、あるいは現地の人間に対して売っていかようとしているのかをお伺いしたいと思います。

○高橋流通課総括課長 米の輸出ということでございます。

県におきましては、平成29年3月にいわて国際戦略ビジョンを策定いたしました。その中で、米も重点品目に位置づけて、輸出拡大に向けた取り組みを進めております。特に日本食レストランが増加しているアジアや、北米等をターゲットに現地のバイヤーの皆様方を招聘して、フェアや商談会を実施し、取引の拡大に向けた取り組みを進めているところでございます。

米につきましては、主にシンガポール、アメリカ、香港の三つの国に輸出されているところでございますが、委員御指摘のように、それぞれの国に特徴がございます。特にシンガポールについては、輸出の半分ほどを占めているところでございますけれども、先ごろシンガポールのバイヤーの方をお招きして、産地をごらんいただきました。その折に話題になりましたのは、現地での飲食店であるとか、さまざまな場面でどう販売し、その需要に合わせてどうPRをしていくかということでございました。御指摘のように、バイヤーの方々、そして県が委嘱しているコーディネーターの方々から現地での細かな情報を得ながら、しっかりきめ細かくパイプを太くしながらネットワークを拡大していく、そういった視点で対応していく必要があると考えております。

○武田哲委員 シンガポールに滝沢市の米が輸出されているので、シンガポールの方々が

来て圃場を見たときに、虫がいると喜んでいたので。シンガポールは、殺虫剤がまかれていてほとんど蚊がいないような環境ですので、虫がいることにすごく驚かれて、そして、喜んで帰っていきました。それだけ農薬が使われていない証明だと思い込んで帰っていかれたのですけれども、こういった交流をすることが農家の人にも大事な点ですし、我々農家の間で話があるのは、絶対にうまいと、おいしいと言われるものをつくりたいという思いです。生産調整の観点で餌米は絶対つくりたくないと思っている農家の人たちもいるのです。米や農産物をつくって、うまいと言われるのが自分の誇りだと思っている農家の人たちもいるので、そういったところにもぜひ観点を置いて、今後も輸出に取り組んでいただきたい。

米からできる副産物では、日本酒があります。その日本酒にちょうどいい水産物もあります。オール岩手でしっかりと売り込んでいかないと、単品で売り込んでいく視点ではもったいないと思っています。そして、ラグビーワールドカップ 2019 も開催され、これから東京 2020 オリンピック・パラリンピックも開催される。そうしたときに、長期の視点にわたって日本を、岩手県をどう売り込んでいくかという視点が大事だと思います。これからの輸出のあり方、そして農家や J A、岩手県だけではなく、6次産業に取り組んでいる人、ほかにもお酒を飲むための酒器など、いろいろなものがあると思います。日本というもともとある文化というか、ジャパンを売り込んでいかなければならないと思うのですけれども、今後の輸出の取り組み方について、どのような御所見なのかお伺いします。

○高橋流通課総括課長 先ほどシンガポールのお話ありがとうございました。シンガポールのバイヤーの方からは、米だけではなくて岩手県全体をぜひシンガポールの消費者の皆様届けたい、図らずもそういったお話を頂戴したところでございます。単なる農産物だけではなくて、その地域、文化、風土であるとか自然も含めた、総合的な情報を含めながら、また一つの品目だけではなくて、マリアージュの考え方で、セットでそれをお届けする。そうした戦略的な取り組みが今後必要になってくると認識しております。さまざまな情報入手し、各国の消費実態をしっかりと分析しながら、引き続き輸出拡大に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○武田哲委員 食中酒であったり、日本が持っているいろいろな文化であったり、しっかりと岩手県のよさ、そして岩手県のもので持っているよさをしっかりとつなげていっていただきたいと思います。

そういった観点で、食材が持っている無限の可能性も含めてしっかりと伝えていただけるようお願いを申し上げまして、質問を終わります。

○吉田敬子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 ほかになければ、これで本日の審査を終わります。執行部の皆様は退席されて結構です。御苦勞さまでした。

委員の皆様には、委員会調査について御相談がありますので、少々お待ち願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。今年度の当委員会の調査についてであります。去る9月20日に開催された正副常任委員長会議での申し合わせを受け、お手元に配付しております令和元年度農林水産委員会調査計画（案）のとおり調査を実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、お手元に常任委員会調査実施要綱を配付しておりますので、御確認願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。